

第1回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成29年4月28日(金) 14:00~16:00

場所 市役所本庁舎4階第4会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 委 嘱 状 交 付

3 あ い さ つ 深澤義彦 市長

4 委員自己紹介

5 委員長及び副委員長の選出について

6 議 事

(1) 説明・報告事項

① 鳥取市市民自治推進委員会の位置づけと役割等について【資料1】

- ・鳥取市自治基本条例の解説【参考資料①】
- ・鳥取市市民自治推進委員会条例【参考資料②】
- ・鳥取市市民活動の推進に関する条例【参考資料③】

② 鳥取市の「協働のまちづくり」の取組について【資料2】

- ・協働のまちづくり基本方針【参考資料④】
- ・協働のまちづくりハンドブック【参考資料⑤】
- ・参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書【参考資料⑥】

(2) 協議事項

① 平成29年度の活動方針(案)及び活動計画(案)について【資料3】

② 「参画と協働のまちづくりフォーラム」の開催に向けて【資料4】

- ・「参画と協働のまちづくりフォーラム」の実施状況について【参考資料⑦】
- ・平成28年度「参画と協働のまちづくりフォーラム」実績概要【参考資料⑧】
- ・平成28年度「参画と協働のまちづくりフォーラム」チラシ【参考資料⑨】
- ・平成28年度「参画と協働のまちづくりフォーラム」アンケート結果【参考資料⑩】

③市民まちづくり提案事業(市民活動促進部門)審査会委員の選出について【資料5】

(3) その他

- ① 次回日程 6月下旬を予定

7 閉 会

第 1 回鳥取市市民自治推進委員会

配付資料一覧

【H29. 4. 28（金）】

資料番号	資料のタイトル
	次第、委員名簿
資料 1	「鳥取市市民自治推進委員会」の位置づけと役割等について
資料 2	鳥取市の「協働のまちづくり」の取組について
資料 3	平成 29 年度の活動方針（案）及び活動計画（案）について
資料 4	「参画と協働のまちづくりフォーラム」の開催に向けて
資料 5	鳥取市市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について
参考資料①	鳥取市自治基本条例の解説（平成 26 年 5 月改訂版）
参考資料②	鳥取市市民自治推進委員会条例
参考資料③	鳥取市市民活動の推進に関する条例
参考資料④	協働のまちづくり基本方針
参考資料⑤	協働のまちづくりハンドブック
参考資料⑥	参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書
参考資料⑦	「参画と協働のまちづくりフォーラム」の実施状況について
参考資料⑧	平成 28 年度「参画と協働のまちづくりフォーラム」実績概要
参考資料⑨	平成 28 年度「参画と協働のまちづくりフォーラム」チラシ
参考資料⑩	平成 28 年度「参画と協働のまちづくりフォーラム」アンケート結果

「鳥取市市民自治推進委員会」の位置づけと役割等について

1. 委員会の位置づけ等

鳥取市市民自治推進委員会(以下「委員会」)は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関で、その設置については鳥取市自治基本条例第29条に規定しています。自治基本条例(参考資料①)の趣旨に基づき、本市の参画及び協働のまちづくりを一層推進するために必要な調査や審議を行う機関です。

2 委員数 10人以内

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間団体に属する者
- (3) 公募による者

3. 任期 委嘱の日から2年間(平成29年4月1日～平成31年3月31日)

補欠委員の任期は前任者の残任期間
再任可能

4. 委員会の開催

委員会は、年6回程度開催
開催には委員の半数以上の出席が必要

5. 委員報酬 7,000 円／回・人を費用弁償

鳥取市の「協働のまちづくり」の取組について

1 鳥取市自治基本条例

「鳥取市自治基本条例」は平成20年3月に制定され、同年10月1日から施行されています。本条例は、本市のまちづくりの理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定める条例です。本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的としています。

本条例は、制定されることだけが目的ではなく、制定をスタートラインとして市民に十分浸透し、まちづくりの指針として有効に活用されることで初めて生きた条例となります。これまでに、フォーラムの開催や市民アンケートの実施、市報やホームページでの広報のほか、「協働のまちづくり基本方針（参考資料④）」及び「協働のまちづくりハンドブック（参考資料⑤）」の作成・説明等を行い、様々な機会に周知を図ってきました。

なお、本条例に基づき、本市の附属機関として平成20年に「市民自治推進委員会」を設置し、参画と協働のまちづくり及び市民活動の推進に関する事項や、本条例の適切な運用及び見直しに関する事項を調査、審議していただいています。

本条例は、施行の日から4年を超えない期間ごとに、本市にふさわしく社会情勢に適合したものかどうかを検討することとなっています。施行から4年を迎える平成24年9月に市長からの諮問を受け、委員会において条例の見直しについて審議がなされました。

その結果は「鳥取市自治基本条例の見直しに係る答申書」にまとめられ、平成25年3月に市長へ提出されました。その答申書を踏まえた条例の一部改正案をもとに、平成25年9月に市民政策コメントを実施した後、平成25年12月議会において条例の一部改正案を提案し、可決され、平成26年4月1日に施行となりました。

また、平成29年1月にも鳥取市市民自治推進委員会は市長からの諮問を受け、計4回の委員会で、現在の社会情勢や市民活動の状況、平成24年度に行われた第1回の条例見直し検討時に議論された内容も十分考慮しながら検討を行い「条項ごとに検討した結果、鳥取市自治基本条例は本市に相応しく、社会情勢にも適合している」という意見で一致しました。その結果は「鳥取市自治基本条例の見直しに係る答申書」にまとめられ、平成29年3月に市長へ提出されました。

2 協働のまちづくりの推進

平成20年3月に条例が制定され、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、条例の中では、市民の権利と責務、市議会や市長などの役割と責務、市政運営のあり方などが定められました。この条例に基づき、「市民が主役の参画と協働によるまちづくり」を推進することとなりました。「協働のまちづくり」とは、市民、市が対等の立場で協力し合い、それぞれの役割と責任を自覚し、住みよい鳥取市をつくっていくという条例の考え方を基本としています。

本市では、平成20年度を「協働のまちづくり元年」として位置づけ、市民と行政が適切な協力関係で支えあう「市民と行政による協働のまちづくり」の実現を目指しています。本市の

全庁的な体制の整備として、市長を推進本部長とした「協働のまちづくり推進本部」を設置し、「協働」の考えのもと、市職員による「コミュニティ支援チーム」を本部の下に編成しました。各チームの役割は、住民の皆さんと話し合い、地域課題の解決に向けた取り組みなどに対して、相談や行政情報の提供を行うこととして、地域に入り込み、一緒になって協働のまちづくりを進めています。

(1)「まちづくり協議会」の組織化

地域をよりよいものにしていくため、自分たちのまわりでどのような課題があるのかを地域住民の視点で検討し、地域が一体となって課題解決に向けて取り組む組織として、「まちづくり協議会」を提案しました。平成20年4月から「まちづくり協議会」の設立に向けた取組を具体的に進めるため、61の全地域に出向き、住民説明会を実施して、協議会の意義や目的などを説明しました。各地域では、住民が主体となり、設立準備会に向けた人選や事務局の体制整備などについて繰り返し検討会を行われるとともに、先進地の視察やワークショップなど独自の検討が進められました。

現在、61全地区で「まちづくり協議会」が設立されています。そのうち、60地区で「地域コミュニティ計画」が策定され、計画に基づく地域力向上の取組が進められています。本市としても各まちづくり協議会の実施する計画に基づく事業を強力に支援していくことを表すため、「協働のまちづくり支援宣言」を行い、宣言書を交付しています。

(2) 地区公民館を地域コミュニティの拠点として整備

自治基本条例では、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけています。この方針に基づき、地区公民館を生涯学習の拠点並びに地域コミュニティの拠点として活用し、地域コミュニティの活性化に向けて、市民と行政が適切な協力関係のもとに支えあう「市民と行政による協働のまちづくり」の取組を進めています。「コミュニティを中心とした地域づくり」に向け、コミュニティ活動の拠点となる地区公民館の整備・充実を行い、コミュニティ活動・公民館事業を円滑かつ効率的に運営する体制の整備を図りました。

① 地区公民館事業の担当課を市長部局に設置

教育委員会の一部の事務について市長部局において補助執行を行うことを目的に、平成20年4月より、市長部局内に地区公民館とコミュニティを担当する「コミュニティ支援室」を新設しました（現在の協働推進課）。

②地区公民館の新設

市町村合併前から地区公民館が置かれていなかった福部町と佐治町の地域に、平成20年4月より地区公民館を設置し、公民館職員を各3名配置しました。

③地区公民館職員の充実

まちづくり協議会が設立された地域には、地域の実情に応じて標準的な公民館の職員体制（館長1、主任1、主事1名）に加え、職員の増員配置など体制の強化を図っており、地域コミュニティ活動を支える職員体制の充実を図っています。

【自治基本条例及び協働のまちづくり推進のための取組】

平成21年度

- (1) 「協働のまちづくり基本方針」の検討と作成
- (2) 「協働のまちづくりハンドブック」の検討と作成
- (3) 「協働」に関する事業、施策等について
- (4) 市民アンケートの実施

平成22年度

- (1) 「協働のまちづくり基本方針」「協働のまちづくりハンドブック」を活用した出前説明会
- (2) 協働事業事例集の検討と作成（H23年度完成予定）
- (3) 協働事業提案制度の構築
- (4) 全職員対象の職員意識調査、職員研修の実施

平成23年度～

- (1) 地域力の向上を目指した協働事業提案制度の取組の推進及び協働事業提案制度の実施
- (2) まちづくり協議会への財政的・人的支援の継続

【市民自治推進委員会の主な取組】

平成21年度

- (1) 自治基本条例の効果的な広報の実施
- (2) 協働のまちづくり関係補助制度の検証及び改善提案
- (3) 地区のまちづくり取組状況の把握

平成22年度

- (1) 協働型事業の審議
- (2) 自治基本条例に関する各種施策の検証及び改善提案
- (3) 協働のまちづくり基本方針に基づく事業検証の検討
- (4) 意見書の提出

平成23年度

- (1) 自治基本条例の見直しについての審議
- (2) 自治基本条例に関する各種施策の検証及び改善提案
- (3) 報告書の提出

平成24年度

- (1) 自治基本条例の見直しについての審議【諮問】及び【答申】
- (2) 自治基本条例に関する各種施策の検証及び改善提案
- (3) 先進的活動団体との勉強会
- (4) 意見書の提出

平成25年度

- (1) 自治基本条例に関する各種施策の検証及び改善提案
- (2) 先進的活動団体との勉強会
- (3) 報告書の提出

平成26年度

- (1) 自治基本条例に関する各種施策の検証及び改善提案
- (2) 先進的活動団体との勉強会
- (3) 意見書の提出

平成27年度

- (1) 自治基本条例に関する各種施策の検証及び改善提案
- (2) 先進的活動団体との勉強会
- (3) 協働のまちづくりガイドラインの策定、地区公民館の活用の基本方針の策定について
- (4) 報告書の提出

平成28年度

- (1) 自治基本条例の見直しについての審議【諮問】及び【答申】
- (2) 自治基本条例に関する各種施策の検証及び改善提案
- (3) 先進的活動団体との勉強会
- (4) 協働のまちづくりガイドラインの策定、地区公民館の活用の基本方針の策定について
- (5) 意見書の提出

3 協働のまちづくりの事業展開

- ① 市民自治推進委員会の「参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書」を参考としながら、協働のまちづくりの浸透、事業の見直しや改善に努める。
- ② 市がテーマを提示して市民等から企画提案を求める事業の実施を通して、市民と市の協働のまちづくりの啓発を行い、地域力の向上を目指した協働による事業実施の全庁的な推進を図る。

③ 市職員の協働意識の醸成を図るため職員研修を実施する。

④ まちづくり協議会と連携を図り、地域コミュニティ計画に基づいた事業が進められるよう、財政的・人的支援を継続し、協働のまちづくりの推進に努める。

このように、市民と行政が共に助け合い、地域の身近な課題を解決しながら、心豊かに、安心して暮らせる地域社会を築くため、市民と行政の協働によるまちづくりを積極的に推進しています。

なお、現在本市では「協働のまちづくりガイドライン」および「地区公民館の活用の基本方針」の策定に向けて取り組みを進めており、本委員会に置いても今後随時ご意見を頂戴する予定としております。

平成29年度の活動計画（案）について

年間のスケジュール

回数	時 期	主な審議事項等
1回	4月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ○今年度の市民自治推進委員会の活動計画について ○市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について
2回	6月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ○市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査（申請団体のプレゼンテーション） ○先進的活動団体との勉強会について（検討） ○参画と協働のまちづくりフォーラムについて（検討）
3回	7～8月	<ul style="list-style-type: none"> ○先進的活動団体との勉強会の実施 ○参画と協働のまちづくりフォーラムについて（実行委員会として）
4回	9～10月	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動表彰被表彰者の審査 ○参画と協働のまちづくりフォーラムについて（実行委員会として）
5回	1月	<ul style="list-style-type: none"> ○参画と協働のまちづくりフォーラムについて（検証） ○委員会活動報告書の策定についての検討
6回	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○今年度の活動の総括 ○委員会活動報告書の取りまとめについて ○来年度活動方針、計画等の検討 ○参画と協働のまちづくりフォーラムについて（検証）

※委員会での議論において変更の可能性があります

平成29年度の活動方針（案）について

1 活動方針

- ① 自治基本条例の周知及び活用を推進すること
- ② 自治基本条例の適切な運用についての調査・審議に関すること
- ③ その他の参画と協働のまちづくりの推進に関する事項についての調査、審議に関すること
- ④ 「鳥取市市民自治推進委員会活動報告書（仮称）」の取りまとめに関すること

2 想定される調査、審議事項

- ・ 市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査
（第2回委員会にて予定 H28 審査対象実績：2 団体）
- ・ 市民活動表彰被表彰者の審査
（第4回委員会にて H28 審査対象実績：個人2 団体3）
- ・ 自治基本条例の適切な運用についての調査・審議
- ・ 先進的活動団体との勉強会について
- ・ 「参画と協働のまちづくりフォーラム」の開催について
- ・ 協働のまちづくりガイドライン作成についての審議
- ・ 地区公民館の活用の基本方針作成についての審議
- ・ 平成29年度及び任期中の活動の総括と鳥取市市民自治推進委員会活動報告書の取りまとめに関すること(3月)

「参画と協働のまちづくりフォーラム」の開催に向けて

「参画と協働のまちづくりフォーラム」は、平成24年度、平成25年度においては「市民活動フェスタ」と合同で開催しましたが、本委員会において合同開催への疑問の声があり、平成26年度は、3年振りに鹿野町で単独開催となりました。

1年ぶりに開催となった平成28年度のフォーラムでは、まちづくりの一翼を担う町内会の必要性について「町内会って必要なの？」をテーマにパネルディスカッションを行いました。会場の来場者からも様々な意見が出され、内容の濃いフォーラムとなりました。

平成29年度のフォーラムがより有意義で、かつ多くの方に関心を持っていただけるものとなるよう検討をお願いしたいと考えています。

1 目的

市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会をめざすため、市民参画と市民活動の推進に向けた機運を高めるとともに、参画と協働のまちづくりの重要性について考え、協働意識の向上を図ることを目的に開催します。

2 開催予定日

平成29年11～12月初旬頃

3 場所

(仮) さざんか会館（富安2丁目104-2）大会議室

4 主催

参画と協働のまちづくりフォーラム実行委員会（仮称）

5 具体的内容

パネルディスカッション（テーマ）

事例発表

講演

アトラクション 等

6 今後のスケジュール

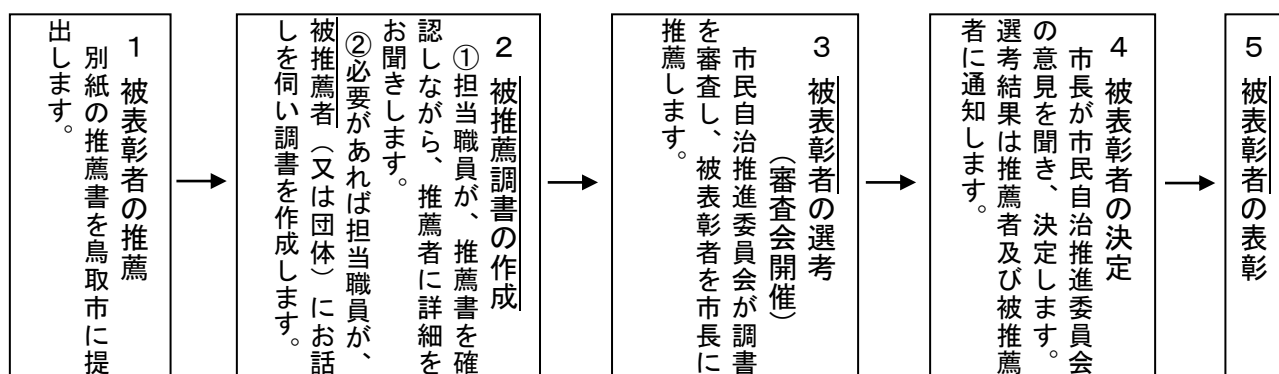
- | | |
|--------|-----------------------------|
| 6月 | 具体的内容のたたき台の決定 |
| 7～8月 | 実行委員会の立ち上げ |
| 8～11月 | 実行委員会の開催（3～4回可能な限り委員会と同日開催） |
| 11～12月 | フォーラム実施 |
| 1～3月 | フォーラム検証（市民自治推進委員会と同日） |

目的 鳥取市は鳥取市市民活動の推進に関する条例（以下「条例」という。）第6条第6号に基づき、市民活動の推進に顕著な功績のあった市民、市民活動団体及び事業者を表彰します。

私たちの周りでは、様々な市民活動が行われており、たとえマスコミ等で取り上げられるような派手な活動をしていなくても、地道なかつ立派な活動をされている方は多くいらっしゃいます。そのようなみなさんの功績を讃えるとともに、多くの市民にその活動を知っていただくことで、市民活動の社会的意義や重要性に対する理解を高め、より多くの方に市民活動に参加していただくことが目的です。

表彰の対象 市内を中心として市民活動（※注1）に取り組み、鳥取市の市民活動の推進に顕著な功績のあった市民、市民活動団体及び事業者を表彰します。

表彰までのながれ



1. 被表彰者の推薦

市報へ掲載するなどして市民からの推薦を募る一方、自治組織や公民館運営組織、ボランティア受入施設等の各種団体へ推薦を依頼します。推薦者は市民活動表彰推薦書（別紙）を協働推進課に提出します。

【推薦できる活動者の条件】

- ①市内を中心として市民活動（※注1）を行っている市民、市民活動団体及び事業者であること。
- ②多くの市民の賛同が得られる活動を行っていること。
- ③今後も継続的な活動が期待できること。

（留意点）

※活動年数は問いません。

※過去に鳥取市市民活動表彰に推薦されたが表彰されていない者（団体）である場合、新たな取り組みを加えることにより、再度、推薦することは可能です。

※過去に一度表彰された者（団体）であっても、活動分野が異なれば、改めて推薦することが可能です。

※活動者本人や会員・社員が、自ら所属する市民活動団体や事業者を推薦することはできません。

※鳥取市の委嘱を受けて活動している者を推薦することはできません。

※反社会的な活動を行う団体やそれに所属する者を推薦することはできません。

2. 被推薦者の調書作成

協働推進課の担当職員が必要に応じて推薦者と被推薦者に聞き取りを行い、調書を作成します。

(調書の項目)

- ・被推薦者の詳細（名称、設立時期・活動開始時期、活動分野）
- ・取り組みの内容（活動目的、活動内容《場所・対象者・期間など》、創意工夫点、将来性・継続性、連携組織、費用調達）
- ・取り組みの成果（活動効果、外部の評価、今後の課題）

3. 被表彰者の選考

市民自治推進委員会は推薦された者の調書を審査し、被表彰候補者を選考して市長に推薦します。年間10件程度を目安とします。

この表彰制度は一過性のものでなく、今後も継続していく制度であり、年度により表彰該当者のばらつきが発生することを抑えるため、2. 推薦基準とともに、下記の選考基準を設けて委員会としての適否の判定において運用していくこととします。

○選考方法

それぞれの活動団体（個人）ごとに、以下の項目のいずれかに当てはまる活動であるかどうかを委員会で審査し、市長への推薦の適否を判断することとします。

選考にあたっての着眼点

- ①先駆性・独自性……他の模範となる先駆的な取組である。または、ユニークな点や創意工夫、地域の歴史・地理等を生かした取り組みである。
- ②発展性……規模の拡大や内容の多様化、他への波及が期待できる。
- ③協働性・連携性……行政と協働して行っている。または、市民と連携・協力して行っている。
- ④効果性……市民の満足度が高い活動である。または、地域の活性化に寄与する活動である。
- ⑤継続性……活動の年数が長期にわたっているか。

※ 審査の結果、市民自治推進委員会の委員の意見が分かれた場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとします。

4. 被表彰者の決定

市長は、当該委員会の選考結果に基づき、おおむね10件の被表彰者を決定します。

5. 被表彰者の表彰

市民活動関連イベントにおいて賞状を授与するとともに記念品を贈呈します。

6. 被表彰者のPR

- ・市報での紹介
- ・鳥取市のホームページへの掲載
- ・マスコミ各社への資料提供

※参考) 平成28年度のスケジュール

- ・ 8月～ 制度の広報、被表彰者の推薦募集
- ・ 10月 審査会（市民自治推進委員会）を開催。市長が被表彰者を決定。
- ・ 12月 「市民活動フェスタ」において表彰

表彰以降

被表彰者の周知・・・市報等で取り上げ周知する。

※注1「市民活動」（鳥取市市民活動条例第2条第1項）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 市民（市内で事業又は活動を行う団体を含む。以下同じ。）が自主的、自律的に行う営利を主たる目的としない次に掲げる活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

- ア まちづくりの推進を図る活動
- イ 保健、医療、福祉又は健康の増進を図る活動
- ウ 社会教育の推進を図る活動
- エ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- オ 環境の保全を図る活動
- カ 災害救援活動
- キ 地域安全活動
- ク 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ケ 国際協力の活動
- コ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- サ 子どもの健全育成を図る活動
- シ 情報化社会の発展を図る活動
- ス 科学技術の振興を図る活動
- セ 経済活動の活性化を図る活動
- ソ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- タ 消費者の保護を図る活動
- チ アからタまでに掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（市民活動の促進）

第6条 市は、次に掲げる市民活動の促進に関する施策を策定し、実施しなければならない。

- (1) 市民活動の拠点となる施設を確保するとともに、市民活動団体の活動に必要な体制を確立することにより、まちづくり等の市民活動を促進すること。
- (2) 市民活動に関する市民の理解を深め、活動への市民の積極的な参加と協力を促すため、必要な啓発及び学習機会の提供を行うこと。
- (3) 市民活動団体が実施する研修等を支援すること。
- (4) 市民活動及び市民活動団体に関する情報の収集及び提供のために必要な措置を講ずること。
- (5) 市民、市民活動団体及び市相互の連携及び交流を図ること。
- (6) 市民活動の推進に顕著な功績があった市民及び市民活動団体を表彰すること。**
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民活動の促進のために必要な施策を行うこと。

鳥取市市民まちづくり提案事業助成金（市民活動促進部門）審査会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、鳥取市市民まちづくり提案事業助成金交付要綱（平成16年4月1日鳥取市施行。以下「交付要綱」という。）第9条の規定に基づき助成対象の審査ため、鳥取市市民まちづくり提案事業助成金（市民活動促進部門）審査会（以下「審査会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 審査会は、審査委員5名以内をもって構成し、次に掲げる者につき鳥取市社会福祉協議会会長（以下「市社協会長」という。）が委嘱する。

- （1） 市民活動団体の者
- （2） 自治推進委員
- （3） 学識経験者
- （4） その他、市社協会長が必要と認める者

（審査委員の任期）

第3条 審査委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審査委員長及びその職務）

第4条 審査会に審査委員長を置き、審査委員の互選により選任する。

- 2 審査委員長は、審査会を代表し、会務を統括する。
- 3 審査委員長は、審査の結果を速やかに鳥取市長に報告する。
- 4 審査委員長に事故があるとき、あらかじめ審査委員長の指名する審査委員がその職務を代行する。

（審査会）

第5条 審査会は、必要に応じて審査委員長が招集する。

- 2 審査会は、審査委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

（審査基準）

第6条 審査に当たっては、次の項目に主眼を置いた審査を行うものとする。

- （1） 公益性 （地域課題やまちの活性化につながる事業であるか）
- （2） 費用の妥当性 （企画に対して予算が適切に見込まれているか）
- （3） 現実性 （事業が実現可能であり、申請団体が主体的に行う事業であるか）
- （4） 市民参加 （市民が参加しやすい事業であるか）
- （5） 継続性 （自立的、継続的に発展していくことが期待できる事業か）

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、鳥取市ボランティア・市民活動センターにおいて処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

鳥取市自治基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条 - 第3条）
- 第2章 自治の基本理念（第4条）
- 第3章 自治の基本原則（第5条・第6条）
- 第4章 自治を担う主体の責務等
 - 第1節 市民（第7条・第8条）
 - 第2節 議会（第9条・第10条）
 - 第3節 市長及び市の職員（第11条・第12条）
- 第5章 コミュニティ（第13条）
- 第6章 市政運営（第14条 - 第23条）
- 第7章 危機管理（第24条）
- 第8章 市民意思の表明及び尊重（第25条 - 第27条）
- 第9章 国及び自治体等との連携及び協力（第28条）
- 第10章 市民自治推進委員会（第29条）
- 第11章 条例の見直し（第30条）

附則

鳥取市は、唱歌「故郷（ふるさと）」の情景をほうふつとさせる緑豊かな自然、千代川の清流や鳥取砂丘を代表とする美しい景観に恵まれています。

その中で先人たちは、山の幸、海の幸など自然からの豊かな恵みを受けながら古代より因幡の国の歴史や多彩な伝統文化をはぐくんできました。

そして、幾たびかの自然災害にも英知と不屈の精神を持って乗り越えて、今日まで生活を営んできました。

私たちは、先人から受け継いだ幾多のかけがえのない財産に感謝しながら、将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長し、心豊かに暮らせるまちをつくり、次世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、今地域が抱える課題について、私たち一人ひとりが自ら考え、互いに助け合い、責任を持って行動する取組が必要です。

このような認識のもと、私たちは、鳥取市民としての誇りを持ち、自らも自治の主体であることを自覚し、コミュニティを守り育てながら、協働して地域の課題解決に向けて努力する決意をしました。

ここに、私たちは、自治の基本理念を確立し、個人の尊厳と自由が尊重され、豊かな地域社会を創造するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、もって将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 市 議会及び執行機関をいいます。
- (4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。
- (5) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。
- (6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、本市の自治の基本となる規範であり、市は、他の条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

2 市民及び市は、この条例に定められた権利、役割及び責務を最大限に尊重します。

第2章 自治の基本理念

第4条 市民及び市が自治の主体であることを基本とします。

2 市民及び市は、たゆみない努力により、自治を維持します。

第3章 自治の基本原則

(参画及び協働の原則)

第5条 市民及び市は、自治の基本理念に基づき、相互理解と信頼関係のもとに、参画と協働のまちづくりを推進します。

2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するとともに、市政に関し、参画及び協働の機会を保障します。

3 市は、市民が参画及び協働しないことによって、不利益を受けることがないように配慮します。

(情報共有の原則)

第6条 市民及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報を積極的に共有します。

第4章 自治を担う主体の責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第7条 市民は、人として尊重され、自由と平等の立場で、次に掲げる権利を有します。

- (1) まちづくりに参画し、協働すること。
- (2) 市が保有する情報を知ること。

(3) 行政サービスを受けること。

(市民の責務)

第8条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。

- (1) まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めること。
- (2) 行政サービスに伴う負担を分任すること。

第2節 議会

(議会の役割及び責務)

第9条 議会は、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政策の立案及び市政への提言を行います。

- 2 議会は、市民の意向が市政に反映されるよう、十分な審議を行うとともに、政策形成機能の充実のため、積極的に調査研究に努めます。
- 3 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を提供し、透明性が高く、開かれた運営に努めます。

(議員の責務)

第10条 議員は、市民の負託にこたえ、議会の責務を果たすため、全市的な視点に立ち、的確な判断を行うことができるよう、自己研さんに努めます。

第3節 市長及び市の職員

(市長の役割及び責務)

第11条 市長は、市民の負託にこたえ、市を代表し、公正かつ誠実な市政の執行に努めます。

- 2 市長は、市の職員(以下「職員」といいます。)を適切に指揮監督し、効率的な市政運営に努めます。
- 3 市長は、市政の課題に的確に対応できる知識及び能力を持った人材の育成を図ります。
- 4 市長は、執行機関相互の連携及び調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。

(職員の責務)

第12条 職員は、市民の負託にこたえ、法令等を遵守し、公正、誠実かつ能率的な職務の遂行に努めます。

- 2 職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めます。
- 3 職員は、協働の視点に立ち、市民との信頼関係を築くよう努めます。

第5章 コミュニティ

第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。

- 2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。
- 3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。
- 4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。
- 5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化

に努めます。

第6章 市政運営

(市政運営の原則)

第14条 市長は、市政運営に当たっては、市民の参画及び協働の機会の提供に努めるとともに、市民の意思を適切に反映することを基本とします。

- 2 市長は、市政の透明性を高め、市政運営の方針を明確にし、その達成の状況について、公表します。
- 3 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うよう努めます。

(総合計画)

第15条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

- 2 市長は、総合計画について、常に検討と見直しを行い、その結果及び達成状況を公表します。

(財政運営)

第16条 市長は、総合計画に基づいた健全な財政運営を図り、財政状況を公表しなければなりません。

- 2 市長は、予算編成過程において、市民からの意見を反映させるよう努めます。

(組織)

第17条 市長は、社会情勢及び地域の課題に柔軟に対応できる機能的な組織を編成するとともに、常にその見直しに努めます。

(情報の公開及び提供)

第18条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めます。

- 2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。
- 3 前2項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。

(個人情報の保護)

第19条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報を適正に保護しなければなりません。

- 2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定めます。

(行政手続)

第20条 市は、行政手続における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利及び利益の保護に努めます。

- 2 市は、法令等に基づく不利益処分 of 基準及び申請に対する審査基準を定め、公表しなければなりません。
- 3 前2項に定めるもののほか、行政手続に関し必要な事項は、別に定めます。

(行政評価)

第21条 執行機関は、総合計画に基づく施策等について、中立かつ公正な基準のもと、行政評価を行うとともに、必要に応じて外部評価を取り入れます。

2 執行機関は、前項の規定による行政評価の結果を公表します。

(附属機関等の委員の選任)

第22条 執行機関は、審議会、審査会、調査会等の委員(以下「委員」といいます。)を選任する場合は、その全部又は一部の委員について、公募により選任します。ただし、法令等の定めによる場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

(説明責任)

第23条 執行機関は、政策の立案から実施、評価までの各過程において、その経緯、内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければなりません。

第7章 危機管理

第24条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害その他の不測の事態(以下「災害等」といいます。)から守るため、災害等に強い都市構造の整備並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めます。

2 市長は、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。

3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに地域において相互に助け合えるよう、連携及び協力体制の整備に努めます。

第8章 市民意思の表明及び尊重

(意見等への対応)

第25条 執行機関は、市民からの意見、要望、苦情、相談等(以下「意見等」といいます。)に対して、迅速かつ的確に対応します。

2 執行機関は、寄せられた意見等について、その事実関係等を調査し、適切な対策を講ずるとともに、施策等の改善に反映させるよう努めます。

(市民政策コメント)

第26条 執行機関は、市民生活に重大な影響を及ぼす計画等の策定及び改定並びに条例等の制定及び改廃を行う場合は、当該事項に関する情報を市民に提供し、意見を求めます。ただし、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

2 執行機関は、前項に規定する意見に対する市の考え方を公表します。

3 前2項に定めるもののほか、意見の聴取に関し必要な事項は、別に定めます。

(住民投票)

第27条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。

3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければな

りません。

第9章 国及び自治体等との連携及び協力

第28条 市は、国及び県と対等であり、かつ、協力関係であることを踏まえ、相互に連携を図るとともに、市民全体の利益のために自治の確立に努めます。

2 市は、積極的に他の市町村及び関係機関と連携を図り、共通する課題の解決に努めます。

第10章 市民自治推進委員会

第29条 市に、市長の附属機関として、市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

2 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。

3 委員会の構成、委員の選出その他委員会の運営については、別に定めます。

第11章 条例の見直し

第30条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかどうかを検討します。

2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。

3 市長は、第1項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行します。

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行します。

鳥取市市民自治推進委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、鳥取市自治基本条例(平成20年鳥取市条例第25号。以下「自治基本条例」という。)第28条第3項の規定に基づき、鳥取市市民自治推進委員会(以下「委員会」という。)の構成、運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 参画と協働のまちづくり及び市民活動の推進に関する事項並びに自治基本条例の運用及び見直しに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議をし、答申すること。
 - (2) 前号に定める事項について、調査及び審議をし、市長に意見を述べるとともに、市民に公表すること。
 - (3) その他自治の推進に関する事項について、調査及び審議をすること。
- (本条...一部改正〔平成20年条例47号〕)

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間団体に属する者
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対し、委員会への出席を求め、必要な説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画推進部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成20年9月24日条例第47号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日条例第54号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行します。

鳥取市市民活動の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の積極的な参加による市民活動の健全な発展を図ることにより、魅力と活力にあふれる豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

(本条...全部改正〔平成20年条例47号〕)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民活動 市民(市内で事業又は活動を行う団体を含む。以下同じ。)が自主的、自律的に行う営利を主たる目的としない次に掲げる活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

ア まちづくりの推進を図る活動

イ 保健、医療、福祉又は健康の増進を図る活動

ウ 社会教育の推進を図る活動

エ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

オ 環境の保全を図る活動

カ 災害救援活動

キ 地域安全活動

ク 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

ケ 国際協力の活動

コ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

サ 子どもの健全育成を図る活動

シ 情報化社会の発展を図る活動

ス 科学技術の振興を図る活動

セ 経済活動の活性化を図る活動

ソ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

タ 消費者の保護を図る活動

チ 観光の振興を図る活動

ツ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

テ アからツまでに掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(2) 市民活動団体 前号に定める市民活動を行うことを主たる目的とする団体で、ボランティア活動団体、NPO法人、町内会等をいう。ただし、次に掲げる団体を除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は

政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
(本条...一部改正〔平成18年条例11号・20年47号・24年8号〕)

(市民の責務)

第3条 市民は、地域社会の中で、自己の役割と責任を認識し、市民活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 前項の参加は、市民一人ひとりの自発性に基づいて行うものとする。

(1・2項...一部改正・旧4条繰上〔平成20年条例47号〕)

(市民活動団体の責務)

第4条 市民活動団体は、市民活動の社会的意義と責任を自覚し、活動を推進するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、透明性を基本とし、活動の目的、内容、方法、成果等について広く周知し、市民の理解及び参加の促進を図るよう努めるものとする。

(2項...一部改正・旧5条繰上〔平成20年条例47号〕)

(市の責務)

第5条 市は、市民活動の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

(1項...一部改正・旧7条繰上〔平成20年条例47号〕)

(市民活動の促進)

第6条 市は、次に掲げる市民活動の促進に関する施策を策定し、実施しなければならない。

(1) 市民活動の拠点となる施設を確保するとともに、市民活動団体の活動に必要な体制を確立することにより、まちづくり等の市民活動を促進すること。

(2) 市民活動に関する市民の理解を深め、活動への市民の積極的な参加と協力を促すため、必要な啓発及び学習機会の提供を行うこと。

(3) 市民活動団体を実施する研修等を支援すること。

(4) 市民活動及び市民活動団体に関する情報の収集及び提供のために必要な措置を講ずること。

(5) 市民、市民活動団体及び市相互の連携及び交流を図ること。

(6) 市民活動の推進に顕著な功績があった市民及び市民活動団体を表彰すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市民活動の促進のために必要な施策を行うこと。

(本条...一部改正・旧10条...繰上〔平成20年条例47号〕)

(行政サービスへの参入機会の提供)

第7条 市は、市民活動団体に対して、その団体の特性を活かせる分野において、行政サービスに参入する機会を提供するよう努めるものとする。

(旧11条...繰上〔平成20年条例47号〕)

(団体の登録)

第8条 前条の参入する機会の提供を受けようとする市民活動団体は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。ただし、法令又は条例に特別の定めがある場合は、この限りでない。

- 2 市民活動団体は、前項に規定する登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により登録の申請を行った市民活動団体が、第2条第2号に規定する市民活動団体に該当すると認めるときは、当該団体を登録するものとする。
- 4 前項の規定により登録を受けた市民活動団体(以下「登録団体」という。)は、登録の内容に変更があったときは、遅滞なく市長にその旨を記載した書類を提出しなければならない。
- 5 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録団体の登録を取り消すことができる。
 - (1) 第2条第2号に規定する市民活動団体に該当しなくなったと認めるとき。
 - (2) 虚偽その他不正の手段により登録を受けたとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この条例又はこの条例の規定に基づく規則の規定に違反したとき。
- 6 登録団体は、毎年度、活動状況を記載した書類を市長に提出しなければならない。
(本条...一部改正〔平成18年条例11号〕、3・5項...一部改正・旧12条繰上〔平成20年条例47号〕)

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
(旧17条・旧13条...繰上〔平成20年条例47号〕)

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月27日条例第11号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月24日条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成21年4月1日から施行する。
(鳥取市市民自治推進委員会条例の一部改正)
- 2 鳥取市市民自治推進委員会条例(平成20年鳥取市条例第41号)の一部を次のように改正する。

附 則(平成24年3月22日条例第8号)
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

みんなで作ろう 協働のまち



鹿野わったいな祭



久松公園の芝生化事業



鳥取砂丘一斉清掃



大堤池のうぐい突き



住民による防災訓練

平成22年3月

鳥取市

目 次

基本方針策定の趣旨	P 1
1 協働の基本的な考え方	P 2
(1) 協働はなぜ必要か	
(2) 協働の効果	
(3) 協働のルール	
2 協働における各主体の取組	P 3
(1) 市民（個人）の取組	
(2) 地域、町内会（自治会）の取組	
(3) 市民活動団体の取組	
(4) 議会の取組	
(5) 市の取組	
(6) 市職員の取組	
3 協働事業の実施	P 6
(1) 協働の範囲	
(2) 協働に適する事業の検討	
(3) 協働事業の手順	
4 実施事業の検証	P 8
(1) 検証の方法	
(2) 検証の活用	
(3) 事例集の作成	

基本方針策定の趣旨

鳥取市自治基本条例の制定

本市においては、平成18年度を初年度とする第8次鳥取市総合計画の中で、まちづくりの1つに『市民が主役の「協働」によるまちづくり』を掲げ、その主要施策として平成20年3月、鳥取市自治基本条例を制定し、同年10月施行しました。

この条例は、本市のまちづくりの理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定めた条例で、市民の権利、役割及び責務や市の役割及び責務を定め、「協働のまちづくり」を推進することにより、豊かな地域社会の創造に資することを目的にしています。

「協働のまちづくり」の推進

「協働のまちづくり」とは、市民、市が対等の立場で協力し合い、それぞれの役割と責任を自覚し、住みやすい鳥取市をつくっていくという条例の考え方を基本としています。また、「協働のまちづくり」を幅広く推進するためには、市民同士の協働も求められています。これは新たなまちづくりの手法ではなく、現在も全市一斉清掃や自主防災活動のように、様々な分野で既に実施されています。公共的課題の解決という目的を、市民同士または、市民と市が共通のものとし、公共サービスのあり方を話し合い、お互いが出来ることから取り組んでいこうとするものです。

これからの自治体運営では、市民と知恵を出し合いながら、その自治体や地域の実情に合わせた、独自のまちづくりの方向性を生み出すための仕組みづくりが求められています。

そのため、まちづくりの基本的な考え方を「鳥取市協働のまちづくり基本方針」としてまとめ、これを基に、これからの本市における「協働のまちづくり」を推進していきます。

また、本基本方針は、社会情勢の変化やニーズを的確に捉えながら、市民に有効に活用されるものとするため、必要に応じて見直しを行うこととします。

1 協働の基本的な考え方

(1) 協働はなぜ必要か

今、なぜ「協働のまちづくり」が必要なのか、その背景として次のことが考えられます。

●地方分権の進展

これからの自治体は、自己責任・自己決定による自立した行政運営と、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを進め、市民が満足する社会を築くことが必要となりました。(鳥取市自治基本条例第4条、以下「条例」という。)

●市民ニーズの多様化

経済成長に伴い、市民のライフスタイルや価値観も変化し、市民ニーズも高度化・多様化してきました。

●地域コミュニティ機能の低下

都市化や核家族化などが進行する中、市民同士の「助け合い」の精神が薄れてきました。

これらの要因により、市民と市の役割も変化しており、今まさに幅広い分野でお互いがまちづくりのパートナーとなり、知恵や経験、情報を出し合い、地域のいろいろな課題の解決に「協働」して取り組んでいくことが必要となりました。

(2) 協働の効果

市民と市が「協働のまちづくり」に取り組むことで、次のような効果をもたらします。

●市民サービスの向上

市民ニーズに合ったきめ細かいサービスが実現できます。(条例第7条)

●自治意識の高まり

市民が自主的に地域の課題解決に向けた取組を進めることで、市民の連帯感や自治意識が高まり、自立したまちづくりができます。(条例第4条、第5条)

●コミュニティの活性化

協働のまちづくりを進めることで、市民同士の参加・協力・交流が深まり、地域活動が活発になり、コミュニティの活性化が図られます。(条例第13条)

(3) 協働のルール

協働のまちづくりの実施に当たっては、協働のパートナーとの間に尊重しなければならない基本的な原則があります。(条例第2条)

●自主性の尊重

協働は、お互いの自主性や自立性を尊重し合い、対等な立場で協力し合うことが大切です。(条例第5条)

●相互理解と信頼関係の構築

協働するには、相互理解と信頼関係がなければ、真の意味での協働は達成できません。互いの特性や違いを理解するよう努めることが大切です。(条例第5条)

●情報の公開

協働事業の内容やパートナーの選定に当たっては、考え方などについて情報を公開することで、市民などが協働に参画しやすい環境づくりに努めることが大切です。(条例第18条)

●目的と役割の明確化

市民と市など協働のパートナーが、目指す目的と役割を明確にして協働することにより、更なる相乗効果が生まれます。

2 協働における各主体の取組

協働を効果的に推進するため、市民、議会及び市がそれぞれの役割を明確にし、自分たちの役割を認識しながら取り組みます。(条例第5条、第7条～第12条)

(1) 市民（個人）の取組

●地域活動への参画

より良い地域づくりを創造するため、地域の行事やイベントに参加し、まちづくりに関心をもつとともに、まちづくり協議会などが計画する事業や会議に積極的に参画します。(条例第7条、第8条)

●知識や能力を生かしたまちづくり

地域の活性化や地域力の向上を図るため、市民（個人）が持つ豊富な知識や能力を、社会活動などを通じてまちづくりに生かします。

●情報の収集

市の広報誌やホームページ、各種の学習機会などを通じて情報を収集し、地域が目指す将来像の実現に向けた取組を進めます。

(2) 地域、町内会（自治会）の取組

●交流機会の設定

お互いに協調する心や助け合いの心を育むため、市民同士がふれあう場や交流する機会を積極的に設けます。（条例第 7 条、第 8 条）

●幅広い年代の参加

地域が一体となってまちづくりに取り組むため、子どもから大人まで年代に関わらず、多くの市民が地域の行事やイベントに積極的に参加するよう取り組みます。

●「まちづくり協議会」の設立

地域コミュニティの充実・強化を図り、地域の身近な課題を解決することができる地域社会を築くため、「まちづくり協議会」の設立とコミュニティ計画の作成に向けて努力します。

(3) 市民活動団体の取組

●知識と情報を生かしたまちづくり

地域の課題を解決するため、団体が有する専門的知識や情報などを生かしたまちづくりを実施するとともに、市民や他団体との連携を強化します。

●市民（個人）への社会参加の場の提供

まちづくりへの市民（個人）の参画を促進するため、団体の活動内容を積極的に発信し、市民（個人）の社会参加の場を広く提供します。（条例第 14 条）

●人材の育成

後継者の育成や市民（個人）の活動の裾野を広げるため、講座の開催、企画力や能力向上を図る研修などを実施します。

(4) 議会の取組（条例第 9 条、第 10 条）

●協働事業の確認

協働事業について、実施した効果などを確認します。

●先進事例の紹介、提言

協働事業について、先進地の視察などを通じ、優れた取組事例などを市に紹介するとともに、新たな施策の必要性などを提言します。

●情報の公開

議会活動に関する情報は、議会だよりや市のホームページなどを通じ公開します。

(5) 市の取組

●協働意識の醸成

協働事業を一層推進するため、研修会の開催やまちづくりの情報発信を積極的に行い、市民や市職員の協働意識の醸成に努めます。

●市民が活動しやすい環境づくり

活動を担う人材を育成するため、必要な情報を積極的に収集し提供します。
(条例第6条)

●各主体間の調整

地域が一体となった協働の取組を推進するため、協働の各主体間の調整を行い、まちづくりの取組を促進します。(条例第11条)

●「協働のまちづくり」事業の支援

協働のまちづくりの着実な前進を図るため、「まちづくり協議会」などが地域コミュニティの充実・強化を図ろうとする事業に対して、財政的な支援を行います。(条例第13条)

(6) 市職員の取組

●協働についての理解

協働について今まで以上に理解を深めるため、常に協働の視点を持ちながら業務に当たり、協働のまちづくりを推進します。(条例第12条)

●市民との信頼関係の構築

協働のまちづくりを推進するため、地域の行事に積極的に参加するなど、まちづくりの現場に足を運び、市民との信頼関係を築きます。(条例第12条)

●地域活動への参画

地域の身近な課題の解決のため、まちづくり協議会などの地域活動に積極的に参画するとともに、情報提供や企画立案などの支援・連携を行います。

3 協働事業の実施

(1) 協働の範囲

●範囲のイメージ

市民と市が協働でまちづくりを行う際に、活動範囲が重なり合う場合があり、下図のように、市民が責任を持って行うものから、市が責任を持って行うものまで、5つの範囲が考えられます。

範囲のイメージ (市民と市の協働の例)

← 市民の関わりが強い		→ 市の関わりが強い		
①市民主体	②市民主導	③双方同等	④市主導	⑤市主体
市民が責任を持って行う	市民主導の下で市の協力で行う	市民と市の連携と協働で行う	市主導の下で市民の協力で行う	市が責任を持って行う
環境美化活動の例				
市民が自主的に清掃活動を行う	公園などの自主的な清掃活動に対し、市が助成金などで支援する	市民、市などで構成する実行委員会を立ち上げ、企画段階から協働してごみ削減の啓発イベントを開催する	市民が家庭ごみを分別し、市が収集車で回収し、処理を行う	ごみ処分場の維持管理や処分量のデータを公表する

●協働を進める範囲

市民と市が協働を進める範囲は、②から④の範囲を基本としますが、立場や性質の異なる場合、一定のルールが必要となります。固定的に考えず社会の変化や市民のニーズに合わせて柔軟に対応していくことが必要です。

(2) 協働に適する事業の検討

どの方法が良い・悪いではなく、どうすることが効果的・効率的なのか、市民の自主性や自立性を損なわないかの視点を持ち、事業が協働に適するかどうか総合的に検討することが必要です。

例えば次のような項目です。

- ①市民参加の拡大やまちの活性化につながる事業かどうか
(講演会やイベント、各種大会の企画運営など)
- ②市民が相互に支えあうことを基本とした活動が展開される事業かどうか
(地域の美化活動、地域のパトロール事業など)
- ③パートナーの専門性が発揮され、新しい事業展開が期待できるかどうか
(情報提供事業、相談事業、調査研究事業など)
- ④サービス対象者の実情に合わせ、きめ細かい対応ができる事業かどうか
(子育て支援事業、障がい者福祉事業、高齢者の支援事業など)

(3) 協働事業の手順

次のような手順で協働事業を実施していきます。

●事業の課題とニーズの把握

協働事業を実施するためには、既存事業の課題を明らかにすることやニーズを把握することが大切であり、その上で企画を検討します。中には法的に規制されるものや技術的に実施が難しい場合もあるため、その点はお互いが理解しておくことが必要です。

●協働のパートナーと形態の選定

検討した事業に最も効果的な協働のパートナーと協働の形態を選び、事業実施における役割分担を明確にします。

なお、協働の形態には次のようなものがあります。

- ・共催
- ・実行委員会
- ・事業協力
- ・後援
- ・補助、助成
- ・委託
- ・情報提供、情報交換

●協働事業の実施

事業を進めるに当たっては、事業の目標や協働について十分話し合い、お互いが納得しながら進めます。

協働のパートナーがお互いに時間をかけて話し合い、目的や目標、役割分担など明確にした上で事業を実施することにより、これまで市主導で行われてきた事業が、単に参加するだけの市民参加型から、市民が自主的に参画し、皆で一緒に行う協働型事業へとステップアップすることになります。

4 実施事業の検証

協働のパートナーはお互いに、実施前に設定していた目的や目標などについて、実施後に検証を行い、その成果や課題を明らかにし、共通認識をしておく事が大切です。

事業の検証は、「成果の検証」とし、以下の項目から検証項目を選定します。

成果の検証（例）
① 協働にふさわしい事業であったか。 ② 協働のパートナーと形態（共催、実行委員会など）は適切であったか。 ③ 事業の目的や成果の指標は達成されたか。 ④ 協働により、市民サービスの向上や事業の効果はあったか。 ⑤ 事業の効率性は高まったか。 ⑥ 市民活動団体の特定分野における専門性、独自の発想や新たな取組などの特性と能力が生かされたか。 ⑦ 市民と市の相互理解は図られたか。

●モデル事業の選定

検証する事業については、当分の間、3 協働事業の実施（1）協働の範囲で示した範囲のイメージ②～④の事業の中からモデル事業を選定して行うものとします。

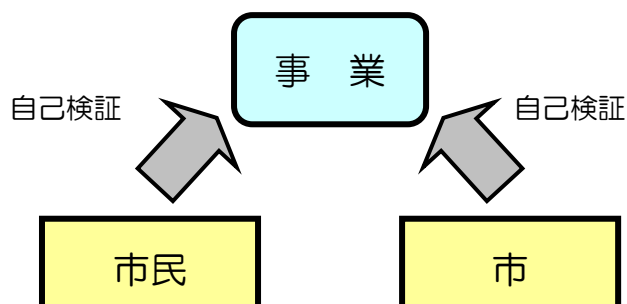
●鳥取市市民自治推進委員会と連携

検証については、鳥取市市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）と連携を図り実施します。（条例第28条）

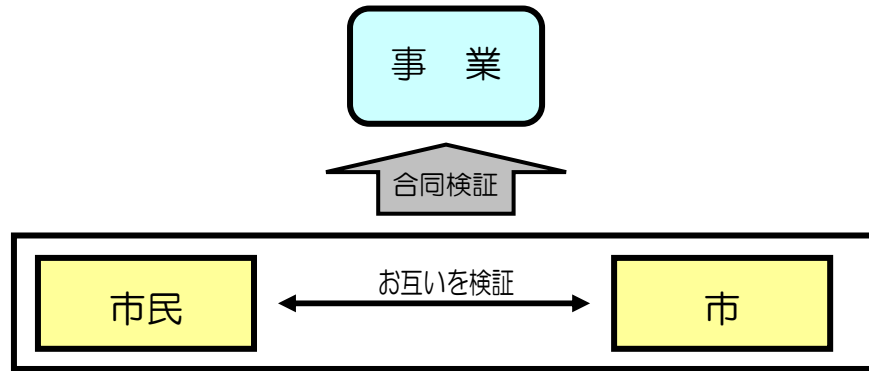
（1）検証の方法

検証は、市民、市、委員会が行い、①自己検証、②合同検証、③委員会による検証、を段階に応じて行います。

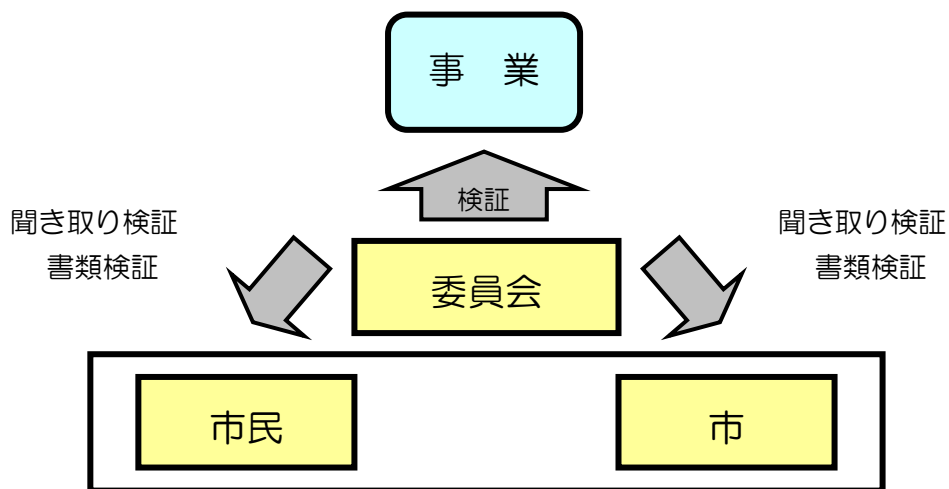
①自己検証 《市民と市がそれぞれ自己検証を行います》



②合同検証《市民と市がお互いを検証し、一緒に検証を行います》



③委員会による検証《委員会は、②の合同検証を受け、市民、市に対し聞き取り検証、書類検証を行い、客観的で公平な検証を行います》(条例第 21 条)



(2) 検証の活用

検証の結果をもとに問題となったことや改善が必要なことなどを市民、市、委員会で検討します。場合によっては、事業内容や協働のパートナーの見直しを行います。

●情報の公表

事業が終了したときには、事業の実施によってどのような成果があり、何が問題だったかを分かりやすく伝えるよう、広く市民に情報を公表します。(条例第 23 条)

●今後の事業に反映

事業実施するまでの経過と実施結果をしっかりと振り返り、今後の事業を計画する際に、得られた知識や情報、ノウハウなどを最大限に生かし事業に反映します。(条例第 24 条)

(3) 事例集の作成

本市の各種制度を活用した事業や、「まちづくり協議会」が行う取組などを調査し、参考となる事例を集めた「事例集」を作成して、広く市民に広報し、まちづくりの参考として活用することとします。

資 料

本基本方針で使われている言葉のうち、共通認識していただきたいことに簡単な解説を加えましたので、参考にしてください。

<p>(1ページ) まちづくり</p> <p>市民</p> <p>市</p>	<p>本基本方針でいうまちづくりとは、地域の課題に市民と市が一緒に参画して取り組む雰囲気づくり、地域づくりで、地域を暮らしやすくするさまざまな活動全般を示します。</p> <p>自治基本条例及び本基本方針では、市内に住所を有する「住民」のほか、市内の事業所に通勤する人や市内の学校に通学する人、市内において様々な事業や活動を行っている団体をいいます。本市には、住む人や働く人、学ぶ人など、様々な人が生活しており、地域が抱える多様な課題を解決し合ってまちづくりに取り組むことが重要であるとの認識に基づくものです。</p> <p>また、市内を拠点として活動している事業者や団体も、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会と協調していくことが求められています。</p> <p>鳥取市自治基本条例では、議会及び執行機関をいうと定義していますが、本基本方針では、鳥取市のこととして記載しています。</p>
<p>(2ページ) ニーズ</p> <p>コミュニティ</p>	<p>必要。要求。需要。</p> <p>地域性や共通の活動目的などにより、信頼関係のもとに自主的につくられた組織のうち、その活動が公共の福祉につながるものをいいます。コミュニティには、自治会などの地縁的な住民組織である「地域コミュニティ」と、NPO活動法人などの特定のテーマで活動する市民組織である「テーマコミュニティ」があります。両者をまとめて「コミュニティ」として表しています。</p>
<p>(3ページ) まちづくり協議会</p>	<p>本市では、地域の身近な課題解決に向けて、地域が一体となって取り組むために地区公民館の設置区域を単位として、「まちづくり協議会」の設置を進めています。</p> <p>町内会（自治会）を含めた、地域の多くの団体が構成員となり、地域づくりの目標を話し合い、これからの取組を具体的に定めた「地域コミュニティ計画」を作成することとしています。</p>

<p>(5ページ) コミュニティ支援チーム</p>	<p>市内全61地区公民館に1地区あたり3～5人の市職員（平成21年4月1日現在、総勢267人）が、地域コミュニティの充実・強化に向けた活動の支援を行っています。チームは、まちづくり協議会の組織化、地域コミュニティ計画の作成支援、市が保有している情報の提供などを行い、地域住民のみなさんと一緒に、ともに汗を流して「協働のまちづくり」の実現に向けて活動を行っています。</p>
<p>(7ページ) 共催</p>	<p>市民同士または、市と協働の相手が共に主催者となって事業を行う形態をいいます。双方が実施主体となることから、事業の実施責任や成果はそれぞれの役割分担に応じた責任を負います。</p>
<p>実行委員会</p>	<p>市民同士または、市を含めた新たな主体が組織をつくり、そこが主催者となって事業を行う形態です。共催と同様に事業の実施責任や成果はそれぞれの役割分担に応じた責任を負います。</p>
<p>事業協力</p>	<p>市民同士のいずれか、市と協働相手のいずれかが事業主体となり、互いに目標や役割分担などを取り決め協力して行う形態です。実施責任や成果は、お互いの話し合いで分担し、協定書などで確認します。</p>
<p>委託</p>	<p>市民が行う事業または、市が行うべき事業の一部または全部を協働相手に委ねて実施する形態です。協働相手の柔軟性や専門性などの特性が発揮され、先駆的な取組や多様なサービスが実現します。</p>
<p>後援</p>	<p>協働相手の実施する公共的な事業・取組について、課題や目的を共通のものとしたうえで、名義の使用を承認する形態です。協働相手の社会的信頼が増すとともに、事業への理解・共通認識を深めることにつながります。事業の実施責任や成果は、実施主体に帰属します。</p>

<p>補助、助成</p> <p>情報提供・情報交換</p> <p>(8ページ)</p> <p>鳥取市市民自治推進委員会</p>	<p>協働相手の実施する公共的な事業について、市と課題や目的を共通なものとしたうえで、市が補助金等団体に交付する形態です。事業の実施責任や成果は実施主体に帰属しますが、成果を市と共有することもあります。補助金等の支出には事業ごとの交付要綱が根拠となり、事業報告や成果物の提出などにより適正な事業であるかを評価します。</p> <p>協働相手が互いに持っている情報を提供し、情報を共有する形態です。地域課題や新たな市民ニーズの発見につながります。</p> <p>鳥取市市民自治推進委員会（以下「委員会」）は、自治基本条例に基づき、本市の参画及び協働のまちづくりを一層推進するために必要な調査や審議を行う機関です。</p> <p>委員数は、10人（2年任期）で、①学識経験者、②民間団体に属する者、③公募による者から、市長が委嘱することとしています。</p> <p>委員会は年6回程度開催し、主に次のような事項について協議、調査、審議することとしています。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 参画と協働の取組の検証 (2) 協働型事業の提案 (3) 自治基本条例に関する各種施策の状況確認 (4) 自治基本条例の見直しの検討 (5) 市民活動促進助成団体の審査 (6) 市民参画フォーラムの企画 (7) 市民活動表彰制度に伴う被表彰者の審査 (8) 市民活動に関する意見書の作成
---	---

鳥取市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 自治の基本理念（第4条）

第3章 自治の基本原則（第5条・第6条）

第4章 自治を担う主体の責務等

第1節 市民（第7条・第8条）

第2節 議会（第9条・第10条）

第3節 市長及び市の職員（第11条・第12条）

第5章 コミュニティ（第13条）

第6章 市政運営（第14条―第23条）

第7章 市民意思の表明及び尊重（第24条―第26条）

第8章 国及び自治体等との連携及び協力（第27条）

第9章 市民自治推進委員会（第28条）

第10章 条例の見直し（第29条）

附則

鳥取市は、唱歌「故郷（ふるさと）」の情景をほうふつとさせる緑豊かな自然、千代川の清流や鳥取砂丘を代表とする美しい景観に恵まれています。

その中で先人たちは、山の幸、海の幸など自然からの豊かな恵みを受けながら古代より因幡の国の歴史や多彩な伝統文化をはぐくんできました。

そして、幾たびかの自然災害にも英知と不屈の精神を持って乗り越えて、今日まで生活を営んできました。

私たちは、先人から受け継いだ幾多のかけがえのない財産に感謝しながら、将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長し、心豊かに暮らせるまちをつくり、次世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、今地域が抱える課題について、私たち一人ひとりが自ら考え、互いに助け合い、責任を持って行動する取組が必要です。

このような認識のもと、私たちは、鳥取市民としての誇りを持ち、自らも自治の主体であることを自覚し、コミュニティを守り育てながら、協働して地域の課題解決に向けて努力する決意をしました。

ここに、私たちは、自治の基本理念を確立し、個人の尊厳と自由が尊重され、豊かな地域社会を創造するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、もって将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 市 議会及び執行機関をいいます。
- (4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。
- (5) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。
- (6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、本市の自治の基本となる規範であり、市は、他の条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

2 市民及び市は、この条例に定められた権利、役割及び責務を最大限に尊重します。

第2章 自治の基本理念

第4条 市民及び市が自治の主体であることを基本とします。

2 市民及び市は、たゆみない努力により、自治を維持します。

第3章 自治の基本原則

(参画及び協働の原則)

第5条 市民及び市は、自治の基本理念に基づき、相互理解と信頼関係のもとに、参画と協働のまちづくりを推進します。

2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するとともに、市政に関し、参画及び協働の機会を保障します。

3 市は、市民が参画及び協働しないことによって、不利益を受けることがないように配慮します。

(情報共有の原則)

第6条 市民及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報を積極的に共有します。

第4章 自治を担う主体の責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第7条 市民は、人として尊重され、自由と平等の立場で、次に掲げる権利を有します。

- (1) まちづくりに参画し、協働すること。
- (2) 市が保有する情報を知ること。
- (3) 行政サービスを受けること。

(市民の責務)

第8条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。

- (1) まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めること。
- (2) 行政サービスに伴う負担を分任すること。

第2節 議会

(議会の役割及び責務)

第9条 議会は、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政策の立案及び市政への提言を行います。

2 議会は、市民の意向が市政に反映されるよう、十分な審議を行うとともに、政策形成機能の充実のため、積極的に調査研究に努めます。

3 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を提供し、透明性が高く、開かれた運営に努めます。

(議員の責務)

第10条 議員は、市民の負託にこたえ、議会の責務を果たすため、全市的な視点に立ち、的確な判断を行うことができるよう、自己研さんに努めます。

第3節 市長及び市の職員

(市長の役割及び責務)

第11条 市長は、市民の負託にこたえ、市を代表し、公正かつ誠実な市政の執行に努めます。

2 市長は、市の職員（以下「職員」といいます。）を適切に指揮監督し、効率的な市政運営に努めます。

3 市長は、市政の課題に的確に対応できる知識及び能力を持った人材の育成を図ります。

4 市長は、執行機関相互の連携及び調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。

(職員の責務)

第12条 職員は、市民の負託にこたえ、法令等を遵守し、公正、誠実かつ能率的な職務の遂行に努めます。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めます。

3 職員は、協働の視点に立ち、市民との信頼関係を築くよう努めます。

第5章 コミュニティ

第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。

2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。

3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。

4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。

5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。

第6章 市政運営

(市政運営の原則)

第14条 市長は、市政運営に当たっては、市民の参画及び協働の機会の提供に努めるとともに、市民の意思を適切に反映することを基本とします。

2 市長は、市政の透明性を高め、市政運営の方針を明確にし、その達成の状況について、公表します。

3 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うよう努めます。

(総合計画)

第15条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、総合計画について、常に検討と見直しを行い、その結果及び達成状況を公表します。

(財政運営)

第16条 市長は、総合計画に基づいた健全な財政運営を図り、財政状況を公表しなければなりません。

2 市長は、予算編成過程において、市民からの意見を反映させるよう努めます。

(組織)

第17条 市長は、社会情勢及び地域の課題に柔軟に対応できる機能的な組織を編成するとともに、常にその見直しに努めます。

(情報の公開及び提供)

第18条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めます。

2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。

(個人情報の保護)

第19条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報を適正に保護しなければなりません。

2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定めます。

(行政手続)

第20条 市は、行政手続における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利及び利益の保護に努めます。

2 市は、法令等に基づく不利益処分 of 基準及び申請に対する審査基準を定め、公表しなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、行政手続に関し必要な事項は、別に定めます。

(行政評価)

第21条 執行機関は、総合計画に基づく施策等について、中立かつ公正な基準のもと、行政評価を行うとともに、必要に応じて外部評価を取り入れます。

2 執行機関は、前項の規定による行政評価の結果を公表します。

(附属機関等の委員の選任)

第22条 執行機関は、審議会、審査会、調査会等の委員（以下「委員」といいます。）を選任する場合は、その全部又は一部の委員について、公募により選任します。ただし、法令等の定めによる場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

(説明責任)

第23条 執行機関は、政策の立案から実施、評価までの各過程において、その経緯、内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければなりません。

第7章 市民意思の表明及び尊重

(意見等への対応)

第24条 執行機関は、市民からの意見、要望、苦情、相談等（以下「意見等」といいます。）に対して、迅速かつ的確に対応します。

2 執行機関は、寄せられた意見等について、その事実関係等を調査し、適切な対策を講ずるとともに、施策等の改善に反映させるよう努めます。

(市民政策コメント)

第25条 執行機関は、市民生活に重大な影響を及ぼす計画等の策定及び改定並びに条例等の制定及び改廃を行う場合は、当該事項に関する情報を市民に提供し、意見を求めます。ただし、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

2 執行機関は、前項に規定する意見に対する市の考え方を公表します。

3 前2項に定めるもののほか、意見の聴取に関し必要な事項は、別に定めます。

(住民投票)

第26条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。

3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。

第8章 国及び自治体等との連携及び協力

第27条 市は、国及び県と対等であり、かつ、協力関係であることを踏まえ、相互に連携を図るとともに、市民全体の利益のために自治の確立に努めます。

2 市は、積極的に他の市町村及び関係機関と連携を図り、共通する課題の解決に努めます。

第9章 市民自治推進委員会

第28条 市に、市長の附属機関として、市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

2 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。

3 委員会の構成、委員の選出その他委員会の運営については、別に定めます。

第10章 条例の見直し

第29条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかどうかを検討します。

2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。

3 市長は、第1項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行します。

協働のまちづくりハンドブック

始めよう協働のまちづくり



久松公園の芝生化は協働により行われました

平成22年3月

鳥取市

目 次

協働ってなに？	・・・ 1
なぜ協働するの？	・・・ 2
なにから始めるの？	・・・ 3
協働の形態は？	・・・ 4
パートナーの選択	・・・ 5
協働事業の実施	・・・ 6
協働の全体イメージ	・・・ 7
◆ 協働事例の紹介	・・・ 8
◆ 補助・助成制度の紹介	・・・ 12

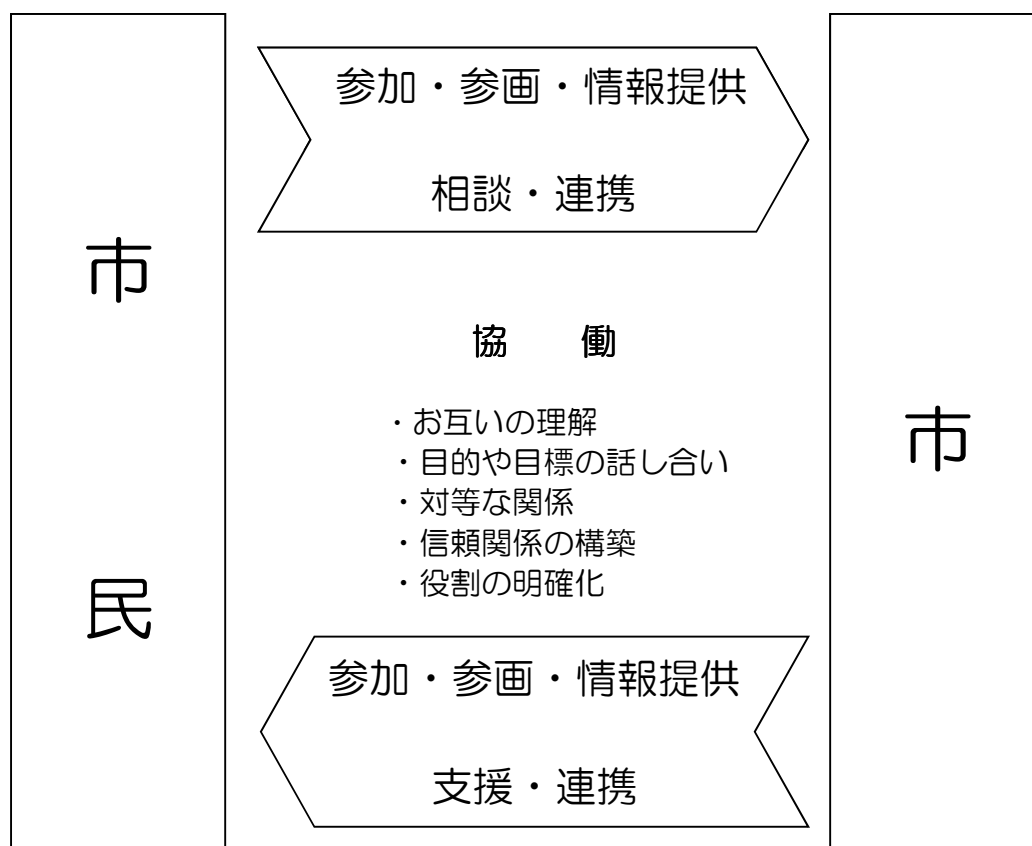
協働ってなに？



協働とは、市民同士または、市民や市民活動団体などと市が、それぞれの役割を明らかにして、お互いに尊重しながら対等な立場で協力し合うことをいいます。



【市民と市の関わりの一例】



なぜ協働するの？



地域の課題に地域・住民が主体的に関わり、解決に向けて協働の取組を進めることで、地域の連帯感や自治意識が高まり、地域が元気になります。

地域の活性化には何が必要なのかな？

伝統行事を復活させたいけど、だれに相談すればいいのかな？

市民活動団体の活動内容が知りたいけど、どこに問い合わせるのかな？



子どもが安心して登下校できるようにするには、どうしたらいいのかな？

ボランティア活動に参加したいけど、どこに相談すればいいのかな？

ごみの投棄など生活環境の問題はどうしたら解決できるのかな？



協働することで、解決の糸口が見つかる場合があります！

※ 協働に関するご相談は、市役所協働推進課にお気軽にお問い合わせください。
電話0857-20-3181

なにから始めるの？



いざ、協働を始めようと思っても、なにから始めてよいのか分らず、戸惑うのではないのでしょうか。次のことをヒントに実践してみましょう。



◆ **まず** 悩んでいることや課題など今の状況を調べてみましょう！

現状を把握することで、次の手立てを検討することができます。

◆ **つぎに** 制度や事業などで解決する方法があるか考えてみましょう！

解決の方法があれば、制度や事業などを活用します。
制度や事業がない場合、新しい取組を考えてみる必要があります。

◆ **また** いろいろな組織や団体などに相談してみましょう！

知識や経験を有している組織や団体などに相談することも必要なことです。
相談先の例として、協働推進課、市民総合相談課、総合支所、地区公民館、まちづくり協議会、アクティブとっとり、輝なんせ鳥取などがあります。

◆ **さらに** 行事などに参加して、いろいろな人と協議・相談してみましょう！

いろいろな人と話しをすることで、新しいアイデアが生まれることがあります。

◆ **そして** 何から出来るか考えて、具体的に進めてみましょう！

誰かと一緒になって取り組むことになれば、そこから「協働」が始まります。

協働の形態は？



協働事業には、次のような形態があります。事業の目的や内容に応じて、最もふさわしい形態を選ぶことが大切です。

共 催

市民同士または、市と協働の相手が共に主催者となり事業を行う形態です。

実行委員会

市民同士または、市を含めた新たな主体が組織をつくり、それが主催者となって事業を行う形態です。

事業協力

市民同士のいずれかまたは、市と協働相手のいずれかが事業主体となり、互いに目標や役割などを決め、協力して行う形態です。

後 援

協働相手が実施する事業に対して、事業の趣旨に賛同し、開催を支援する形態です。

補助・助成

協働相手が実施する事業に対して、補助金、助成金などを活用する形態です。

委 託

市民が行う事業または、市が行うべき事業の一部または全部を、協働相手に委ねて実施する形態です。

情報提供・情報交換

協働相手が互いに持っている情報を提供し、情報を共有する形態です。

パートナーの選択



協働事業を実施するためには、協働相手を選ぶことが大切です。
そのためには、日ごろから行政情報や各種団体の活動状況などの情報を幅広く収集しておくことで、最適なパートナーを選ぶことが可能となります。

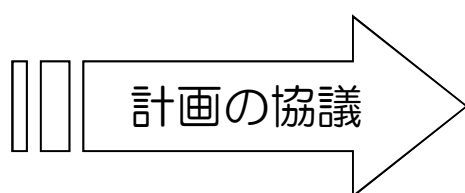
【協働のパートナーの例】



協働事業の実施



協働事業を実施する際には、協働することによって生まれる効果を大きくするよう努めることが大切です。



- ①事業の実施主体、事業内容やスケジュールなど計画を立てます。
- ②文書などを作成してお互いの役割を確認します。



- ①実施の段階で、話し合いや情報交換する機会を設けます。
- ②状況の変化に柔軟に対応できるよう心がけます。

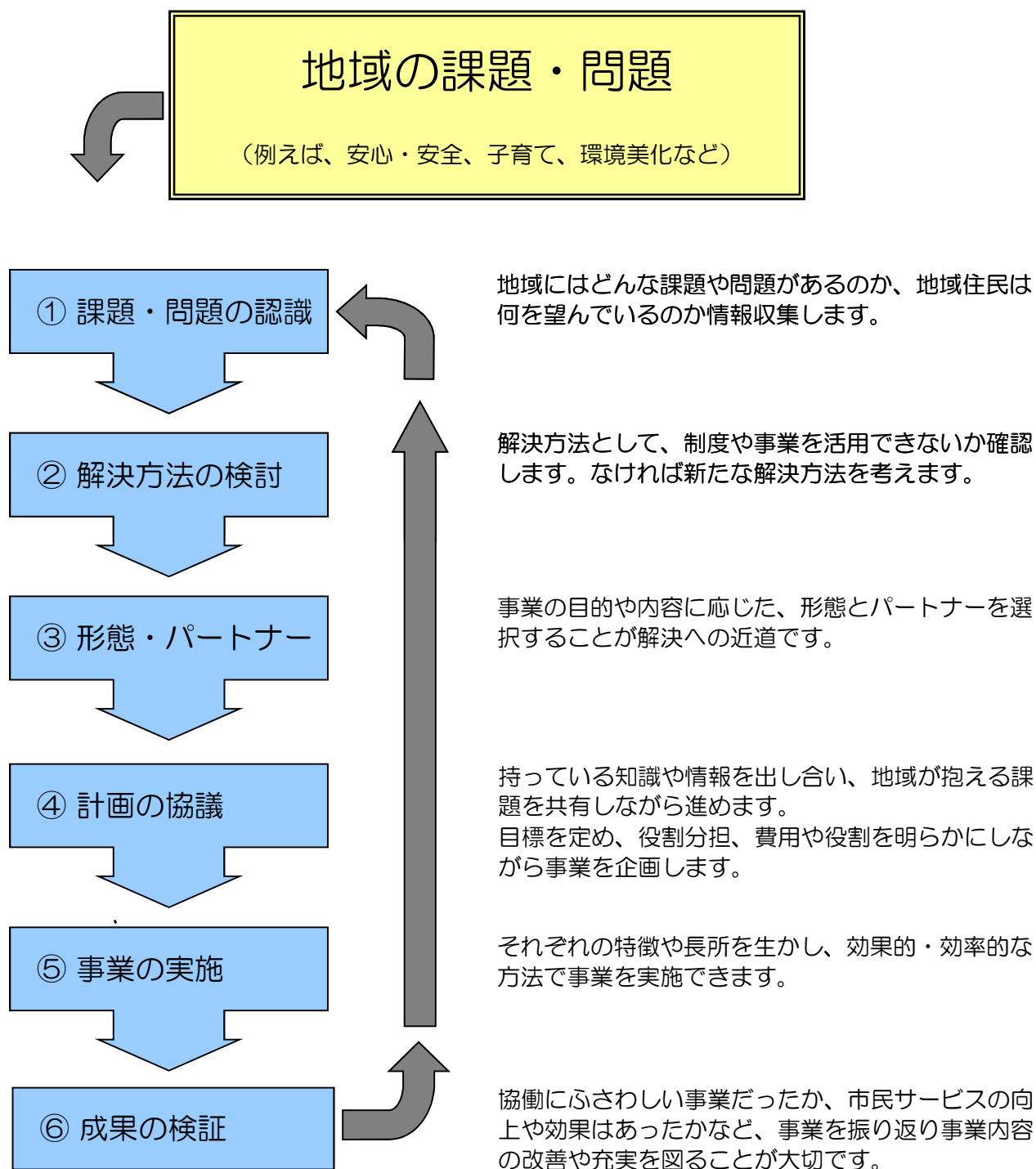


- ①事業を振り返り、反省点・改善点などを話し合います。
- ②反省点・改善点などを今後の事業実施に生かします。

協働の全体イメージ



協働を理解するためには、全体像をイメージしていただくことが大切です。



◆協働事例の紹介

本市では、市民の皆さんが「協働のまちづくり」に積極的に取り組んでいただけるよう、各種補助・助成制度を設けていますが、「協働のまちづくり」を進めるに当たっては補助制度の有無に関わりなく、地域の中で話し合っ、自主的に取り組んでいくことが重要です。


ここでは、平成21年度、市内の様々な分野で行われている協働事例の一部を紹介しますので参考にしてください。

【事例1】


鳥取砂丘一斉清掃	
協働のパートナー	鳥取市自治連合会、事業所などの各種団体 協働推進課
協働の形態	共催、実行委員会
事業の概要	<p>砂丘として日本一の規模を誇る鳥取砂丘は、県東部有数の観光地ですが、砂丘をはじめその周辺道路はごみの不法投棄も多く見られるようになりました。このため、ごみのない美しい砂丘にするため、また、観光客に砂丘の本来の魅力を体感してもらうため、協働による一斉清掃を昭和55年から、観光シーズン前の4月と9月に実施しています。</p> <p>清掃区域は、千代川河口から岩戸海水浴場付近までの砂丘海岸約7^{km}で、自治連合会、事業所、市民活動団体、学校、幼稚園、保育園などから、近年は3,000人以上の多くの参加をいただいています。</p>
事業の効果	<p>一斉清掃は、鳥取県バス協会をはじめ、日本たばこ産業、山陰中央テレビ、砂丘センターなど事業者からの協力もいただき、協働により実施しています。</p> <p>鳥取砂丘では、年2回の一斉清掃以外に、学校の遠足や企業の研修などの一環としてまた、ボランティアグループなどによる清掃活動が積極的に行われるようになり、鳥取砂丘への愛着が深まるとともに、ボランティア活動への参加意識が高まっています。</p> <p>※従来行政が行っていた清掃業務は、一斉清掃やボランティアによる清掃が定着したことで、費用の削減にもつながっています。</p> <p>平成21年度の参加状況及びごみの収集量は以下のとおりです。 春－82団体、3,600人、4,400kg 秋－74団体、3,200人、1,230kg</p>
平成21年度予算額	500,000円 (内訳：ごみ処分費400,000円、郵送料20,000円、手袋等必要物品購入費80,000円)



【事例2】


鳥取砂丘除草ボランティア		
協働のパートナー	市民・事業所・各種団体	
	鳥取砂丘再生会議	
協働の形態	実行委員会	
事業の概要	<p>鳥取砂丘は、近年雑草の繁茂により砂の移動が減少して、美しい風紋や砂簾が見られにくくなってきました。このため、市民・事業所・各種団体が「砂の動く生きた砂丘」の復活を目指し、協働してこのボランティア除草を実施しています。</p>	
事業の効果	<p>毎年、除草を実施することにより、自然が造り上げた貴重な財産を守り、次世代へ引き継ぎます。 また、ボランティアとして参加することにより、鳥取砂丘をみんなの手で守ろうという機運が高まるなどの効果が期待されます。</p> <p>平成21年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者 3,708人 ・除草面積 43.7ha ・ゴミ収集量 7,360kg 	
平成21年度予算額	<p>278,000円 (内訳：募集チラシ印刷代及びパネル制作代197,000円、 ごみ袋・熊手等購入費31,000円、封筒代20,000円、郵送料30,000円)</p>	

【事例3】

棚田保全応援隊（まちとむら交流促進事業）	
協働のパートナー	扇の里村づくり推進委員会、上地棚田保全グループ 国府町総合支所 産業建設課
協働の形態	補助、事業協力 
事業の概要	<p>鳥取市国府町上地地区は、扇ノ山（1,310m）の中腹、標高約600mの集落で、小さな棚田約50枚（約20ha）が折り重なるように広がり、自然と人の手により独特の景観を造り出しています。上地地区には、江戸時代末期に先人が苦勞して完成させた「京ヶ原水路（全長約4km）」と呼ばれる歴史的な土地改良施設があり、以前は30軒あった農家が水路の維持管理を行っていましたが、現在では5軒まで減少し水路の泥や石、倒木などを取り除く維持管理が困難となりました。</p> <p>この問題を解決するため、まちとむらの交流事業の一つとして、平成12年から一般ボランティアや大学生、学生人材バンク等を中心に参加者を募り、協働して水路の保全活動を行っています。</p> <p>まちとむら交流促進事業は、むらづくり団体が主体となって行う農林漁業体験や食を主体としたイベント活動など、まちとむらの相互の連携を深めるために行う事業費の一部を支援するものです。</p>
事業の効果	<p>農業体験をしながらまちとむらとの交流を深めることができ、地域の活性化につながっています。</p> <p>平成21年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施内容【4月（水路清掃）、8月（水路草刈り）】 ・開催時間 9：00～14：00 午前中 棚田保全活動 午後～ 扇の里交流館で交流会（ジゲ料理のバイキング） ・参加費 無料 ・マイクロバス送迎 【経路】鳥取駅南口⇄県庁前⇄国府支所⇄上地 ・参加者は、毎回100人を超えています。
平成21年度予算額	100,000円 （内訳：まちとむら交流促進事業補助金100,000円）


【事例4】

無店舗地域における住民による店舗の開店 (中山間地域・コミュニティビジネスモデル支援事業)

協働のパートナー	おもてや商店（有田誠商店）	
	地域振興室、河原町総合支所 地域振興課	
協働の形態	補助、事業協力	
事業の概要	<p>河原町西郷地区は、5年前にJAいなば西郷支店が撤退してから小売店が1軒もなくなり、地元からも開店を要望する声が挙がっていました。</p> <p>そんな中、「おもてや商店」はこの支援制度を活用して同支店を改装し、平成21年11月に開店しました。店内には食料品や日用品を並べるとともに、同時に始めた移動販売では、物資とともに安心・安全を届けています。</p> <p>中山間地域・コミュニティビジネスモデル支援事業は、中山間地域の安心・安全な生活を確保し、地域に不足するサービスなど社会貢献を伴うコミュニティビジネスの起業を支援するため、平成21年度に創設したものです。</p>	
事業の効果	<p>この地域に5年ぶりに小売店が開店したことは、地域の憩いの場や情報発信地となっています。また、移動販売では独り暮らしのお年寄りに物資とともに安心・安全も届けています。</p> <p>平成21年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来店者 1日平均50人 ・取扱品 食料品、日用品、仕出し料理 ・営業時間 午前10時～午後5時（正午～午後3時は休憩） ・定休日 毎週日曜日、1月1日～3日 	
平成21年度予算額	<p>2,500,000円 (内訳：県補助金1,250,000円、市補助金250,000円、自己負担1,000,000円)</p>	

【事例5】

佐治の地域おこし事業（合併地域活性化推進事業）

協働のパートナー	さじミラクルの会 佐治町総合支所 地域振興課	
協働の形態	委託	
事業の概要	地域住民が地域の活性化に向けて、人材を育成する研修会、農産物の販売、イベントの開催など、住民自らが主体的に取り組んでいます。 さじミラクルの会は、地域おこしや地域課題の解決を図るため、平成18年8月に設立されました。	
協働の効果	廃園や荒廃していく農地の解消を図り、試験的な作物の栽培により、新しい商品として事業化する取り組みを行っています。 また、地元産物の販売促進やPRが図られたことと、地域づくり、地域活性化のための人材育成や組織づくりの一助となっています。 ※その特性を生かした取り組みをお願いすることが、地域の新しい取り組みとなり、地域の活性化につながったものとなっています。 平成20年度実績 ・サジー30本、ベリー40本試験栽培 ・さじミラクル市 毎月第一日曜日、盆、年末、年間総出店数 87店舗 ・人材育成講演会「元気になる講演会」開催日H20年12月7日、参加者40名	
平成21年度予算額	400,000円 （内訳：景観作物試験栽培85,000円、チラシ代24,000円、郵送料20,000円、委託料271,000円）	


【事例6】

鹿野城跡公園景観整備事業（緑の募金事業）	
協働のパートナー	ボランティア「城山まもりたい」 鹿野町総合支所 産業建設課
協働の形態	情報提供、事業協力
事業の概要	<p>鹿野城跡公園は、これまでもお堀端の石垣及び遊歩道の整備、石橋及び灯籠の設置、石畳の敷布など、鹿野の風情あるまち並みと調和した整備が年次的に進められ、地域住民の憩いの場となっています。</p> <p>この城跡公園の自然環境の保持と、景観整備を行うことを目的に、平成20年6月、市民と行政の協働により、ボランティア「城山まもりたい」が設立されました。会は、「四季を彩る城山」をテーマとして、ツバキをはじめシバザクラ、ヤマブキなどの苗木の植栽や、夏の草刈や春の剪定、ソメイヨシノの施肥などに取り組んでいます。</p> <p>「緑の募金」は、緑化推進を目的に市民の善意が森づくりに活用されていますが、これらの善意は、森林保全と緑化に取り組んでいるボランティア団体の活動などに充てられ、豊かな地域づくりの一助として役立てられています。</p>
事業の効果	<p>鳥取大学の教授の指導によって、適正な山の管理や景観に配慮した植栽について学ぶことができました。</p> <p>また、植栽では大人と子どもが協力して作業にあたるなど、交流を深めることができました。</p> <p>森林整備を行うことは、二酸化炭素の削減による地球温暖化防止に効果があるだけでなく、大切な国土を台風などの自然災害から守るといった重要な役割も担っています。</p> <p>※ボランティアグループが、地域内の貴重な建物や資源などを主体的に守り育てる活動であり、市が実施する事業への協力や市の事業として出来ない部分を受け持つなど、役割を明らかにした上で協働して取り組み、魅力あるまちづくりの創造につながっています。</p> <p>平成20年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 鹿野城跡公園植生実態調査 開催日 平成20年7月10日 参加者 9人 鹿野城跡公園植栽 開催日 平成20年11月9日 参加者 67人（鳥取大学学生、鹿野小学校児童を含む）
平成21年度予算額	206,000円 （内訳：緑の基金助成金200,000円、自己負担6,000円）



【事例7】

公共交通空白地域における地域住民によるバス運行 (過疎地有償運送者支援事業)


協働のパートナー	NPO法人OMU 交通対策室	
協働の形態	補助、事業協力	
事業の概要	<p>路線バスが運行されていない公共交通空白地域では、高齢化が進み生活交通に対する必要性がさらに高まっています。</p> <p>過疎地有償運送者支援事業は、公共交通空白地域の解消や公共交通を補完するため、過疎地有償運送を行う団体等に対し、経費の一部を支援し効率的な移動サービスを構築しようとするもので、平成20年度に創設しました。</p> <p>事業概要は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助対象者 新たに過疎地有償運送を実施しようとするNPO法人など 2. 運送区域 交通空白地域、路線バスが運行されている区域であるが路線の本数が極端に少ない区域など。 3. 補助対象事業及び補助額（県と協調して補助） <ol style="list-style-type: none"> ① 運行事業 営業費用から営業収益を差し引いて得た額の合計額(営業費用の8/10を限度)に2分の1を乗じて得た額 ② 車両等設備整備事業 車両、通信関連機器購入など事業実施にあたっての初期投資費用に2分の1を乗じて得た額（限度額1,000千円） 	
事業の効果	<p>地域の実情にあった効率的で持続可能な移動手段が確保されるとともに、市民自らが主体となることで愛着が生まれ、利用の喚起が期待されます。</p> <p>平成21年度実績</p> <p>大郷コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行経路 鳥取市御熊～辛川～堤見～大畑～大谷～松原 ・ 運行日 毎週月・水・金曜日 ・ 運行数 行き1便、帰り2便 <p>末恒コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行経路 鳥取市御熊～内海中～白兔～美萩野～三津 ・ 運行日 毎週火・木・金曜日 ・ 運行数 行き1便、帰り2便 <p>料金 中学生以上200円、小学生100円（区間内一律料金）</p>	
平成21年度予算額	<p>1,400,000円 (内訳：運行事業助成金400,000円、車両等設備整備事業助成金1,000,000円)</p>	

【事例8】

地域の小型除雪機による除雪作業																					
協働のパートナー	各町内会 道路管理課、総合支所 産業建設課																				
協働の形態	事業協力																				
事業の概要	<p>市は緊急性や地域性など優先道路を考慮しつつ市道除雪等を行っていますが、行政だけでは除雪しきれない道路等について、町内会等に小型除雪機を貸与し除雪を行っていただくことで、積雪時の安全確保を図り、安心して暮らしていただくこととするものです。</p> <p>小型除雪機の貸与については、町内会等地元からの要望に基づき、市道延長に対して大型機械除雪率の低い地域を優先し、関係住宅数・通行者数・積雪量・通学路指定・道路幅員などを考慮した上で選定しています。</p>																				
事業の効果	<p>小型除雪機を貸与することにより、道路通行の安全確保や緊急車両の通行など、地域住民に安心感を与えています。また、除雪に係る所要時間の削減や負担の軽減にもなっています。</p> <p>鳥取市の実施する歩道除雪延長は13.4kmになります。</p> <p>既に平成17年度から平成21年度に合計85台を町内会等に貸与し、合併前の配備済を加えると121台貸与しています。（各地域の降雪量や道幅などを考慮し、10馬力級と20馬力級を貸与しています。）</p> <p>平成21年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸与町内会数 115町内会 ・地域別貸与数 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>鳥取地域</td><td>42台</td></tr> <tr><td>国府地域</td><td>16台</td></tr> <tr><td>福部地域</td><td>4台</td></tr> <tr><td>河原地域</td><td>11台</td></tr> <tr><td>用瀬地域</td><td>24台</td></tr> <tr><td>佐治地域</td><td>2台</td></tr> <tr><td>気高地域</td><td>5台</td></tr> <tr><td>鹿野地域</td><td>9台</td></tr> <tr><td>青谷地域</td><td>8台</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">計</td><td>121台</td></tr> </table> 	鳥取地域	42台	国府地域	16台	福部地域	4台	河原地域	11台	用瀬地域	24台	佐治地域	2台	気高地域	5台	鹿野地域	9台	青谷地域	8台	計	121台
鳥取地域	42台																				
国府地域	16台																				
福部地域	4台																				
河原地域	11台																				
用瀬地域	24台																				
佐治地域	2台																				
気高地域	5台																				
鹿野地域	9台																				
青谷地域	8台																				
計	121台																				
平成21年度予算額	<p>小型除雪機は市が購入し、除雪作業に係る燃料代、修繕費は町内会等地元の実費負担になります。</p>																				




【事例9】


くらし110番相談事業													
協働のパートナー	特定非営利活動法人 市民の生活権利擁護センターうさぎの耳 市民総合相談課												
協働の形態	委託												
事業の概要	<div style="text-align: right;">  </div> <p>くらし110番相談事業は、相談支援の充実や市民の安全な日常生活の確保を図ることを目的に、市民の日常生活におけるトラブルや困りごとなどの相談窓口として、平成16年5月にスタートしました。</p> <p>この相談事業は、鳥取市行政書士会に加盟する会員を主たる構成員とする「特定非営利活動法人 市民の生活権利擁護センターうさぎの耳」に委託しています。</p> <p>また、本市では「くらし110番相談窓口」の他に、悪質商法、不当請求など消費生活に関する「消費生活相談窓口」、行政サービスに関する問い合わせや相談に関する「市民総合相談窓口」を併設した相談窓口を駅南庁舎1階に開設しています。</p>												
事業の効果	<p>民事トラブルや家庭内のトラブルなど市民生活上の問題について、解決に向けた方向性を助言する相談窓口として大きな役割を果たしています。</p> <p>平成20年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 1,090件 ・主な分類別相談件数 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>契約・債務不履行</td><td>129件</td></tr> <tr><td>相続・遺言</td><td>103件</td></tr> <tr><td>多重債務・ヤミ金</td><td>74件</td></tr> <tr><td>親子・家庭内事情</td><td>74件</td></tr> <tr><td>離婚・夫婦関係</td><td>62件</td></tr> <tr><td>心の悩み</td><td>53件</td></tr> </table> 	契約・債務不履行	129件	相続・遺言	103件	多重債務・ヤミ金	74件	親子・家庭内事情	74件	離婚・夫婦関係	62件	心の悩み	53件
契約・債務不履行	129件												
相続・遺言	103件												
多重債務・ヤミ金	74件												
親子・家庭内事情	74件												
離婚・夫婦関係	62件												
心の悩み	53件												
平成21年度予算額	3,273,000円 (内訳：チラシ代2,000円、郵送料38,000円、委託料3,233,000円)												

【事例10】

ブックスタート事業／ブックスタートパック配布事業

協働のパートナー	絵本の読み聞かせボランティア 図書館 中央保健センター	
協働の形態	補助、事業協力	
事業の概要	<p>中央保健センターが実施する6ヶ月児健康診査を受ける親子に対して、ボランティアと図書館司書が手遊びと絵本の読み聞かせを行っています。「赤ちゃんは保護者に抱っこされゆっくりとことばを語りかけられる時間を通して、安心感や親の愛情を感じます。このような心が触れ合う時間を、家庭でも過ごしてほしい」ということなどを伝えながら、「ブックスタートパック（絵本2冊、その他の冊子2冊、チラシなど）」を手渡しています。</p> <p>また、ボランティアの資質向上のための研修、市民への啓発等についても、パートナーが協働して行っています。</p> <p>さらに、6ヶ月児健康診査の未受診者へは家庭訪問等で配布するよう心がけています。</p>	
事業の効果	<p>協働のパートナー同士の話し合いによりお互いの理解が深まり、一緒になって子育て支援が出来るようになりました。</p> <p>また、親子に対して読み聞かせや絵本の楽しさを伝えることができ、また、温かみのある子育て支援が行えるようになりました。</p> <p>※この事業を通して、地域内のボランティアによる読み聞かせの会が広がり、市民による読書活動の基盤づくりにつながっています。</p> <p>平成20年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6ヶ月児健康診査の実施回数 <ul style="list-style-type: none"> 中央 年36回 国府・福部 年6回 西ブロック（気高、鹿野、青谷）年6回 南ブロック（河原、用瀬、佐治）年6回 ・6ヶ月児健康診査受診者 1,836人 ・ブックスタートパック配布数 1,860人 	
平成21年度予算額	2,477,000円 （内訳：絵本代2,249,000円、ボランティア報償費224,000円、郵送料4,000円）	

【事例 1 1】

ふれあい・いきいきサロン事業	
協働のパートナー	地区社会福祉協議会、各種団体等、 高齢社会課、鳥取市社会福祉協議会
協働の形態	補助、助成、情報提供 
事業の概要	<p>地域においてボランティアが主体となって自主的に運営し、地域で生活している方々がふれあいを通じ仲間づくりの輪を広げ、生きがいづくり、社会参加を促進する「地域のつどいの場」づくりを通じて地域福祉活動の推進を図ることを目的として、平成18年から実施しています。</p> <p>ひとり暮らし高齢者の方などを対象とし、歩いていける範囲に「地域のつどいの場」として、地域のボランティアが主体となってサロンを運営し、下記のような活動を行っています。</p> <p>活動内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会食 おしゃべり 健康相談 (2) 歌 おどり ゲーム 手芸 折紙 (3) グラウンドゴルフ 季節行事 園児との交流 (4) その他、代表者が必要と認める活動 <p>区分</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中規模型サロン（1団体当たり年間助成額20,000円） 年6回以上会食をすること。 2 小規模型サロン（1団体当たり年間助成額5,000円） 会食の有無を問わず年12回以上実施すること。
事業の効果	<p>地域の方々、各関係団体の協力をいただきながらサロンを運営することによって、参加者（ひとり暮らし高齢者の方など）が気軽にふれあい、楽しみながら生きがいづくりを行っています。</p> <p>また、平成18年度の事業開始から年々サロン数も増加しており、この事業に取り組む地域が広がりつつあります。</p> <p>平成20年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中規模型サロン <ul style="list-style-type: none"> 開催数 27地区、149サロン 参加者 約30,000人 ・小規模型サロン <ul style="list-style-type: none"> 開催数 18地区、50サロン 参加者 約13,000人
平成21年度予算額	4,607,000円 （内訳：中規模型サロン助成金3,980,000円、小規模型サロン助成金500,000円、地区社協助成金127,000円）

【事例12】

精神障がい者家族会	
協働のパートナー	精神障がい者家族会
	生活福祉課
協働の形態	情報提供、事業協力、講演会等共催
事業の概要	<p>この会は、会員同士の意見交換会や講師を招いての学習会、講演会などを通して、悩みを共有し合い、お互いを支援し合う活動を行っています。</p> <p>市は、官庁をはじめ各種機関からの情報を会員に提供することをはじめ、学習会・講演会などを協働で行うこと及び家族会の取り組みなどを市報等により紹介しています。</p>
事業の効果	<p>家族が障がいについて学習、意見交換などを行うことにより家族が元気になるとともに、障がい者への対応に余裕ができ、治療の効果もあがります。</p> <p>また、障がいについての市民の理解・啓発活動にもなりました。</p> <p>平成21年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリートーク他 2回開催、参加者25人 ・学習会 3回開催、参加者120人 ・講演会 1回開催、参加者40人
平成21年度予算額	なし

【事例13】

『大発見！しいたけの森に住む色々な虫たちの巻』 (鳥取市青年のイベント助成事業)

協働のパートナー	(社)鳥取青年会議所 生涯学習課
協働の形態	補助
事業の概要	<p>現代社会では手を入れられることが少なくなり放置され荒れつつある里山で、地域の特徴を活かした原木しいたけを使った森の保全をするため、森の生態系の一部を担う、昆虫の観察やふれあいなどの体験の他、昆虫の役割やしいたけが森にどのように役立っているか学びました。また保全を行うに当たって経費の支出ばかりでなく、経済の循環を行える方法を模索し、継続的な自立した環境保全活動が行われる地域のモデルケースを目指し、長期的な取り組みとして計画しています。</p> <p>鳥取市青年のイベント助成事業は、青少年を対象としたイベントを実施する団体に、その事業費の一部を補助し、健全な青少年の育成と青年組織の活性化を図ることを目的としています。</p> <p>H21年度、(社)鳥取青年会議所が実施した「鳥取JCしいたけの森プロジェクト『大発見！しいたけの森に住む色々な虫たちの巻』」に補助を行いました。</p>
事業の効果	<p>主に小中学生を対象としたイベントを青年団体が実施することで、異年齢交流が実施でき、青年団体等の仲間づくりや地域づくりの取り組みができました。</p> <p>平成21年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日 平成21年8月1日 ・場所 鳥取JCしいたけの森(鳥取市越路) ・参加者 141人
平成21年度予算額	<p>43,000円 (内訳：広報費4,000円、企画・演出料28,000円、保険料4,000円、郵送料2,000円、謝礼5,000円)</p>



◆補助・助成制度の紹介

本市では、「協働のまちづくり」を推進するため、次のような補助・助成制度を設けています。平成22年度の主な制度を紹介しますので、参考にしてください。

項目	事業名	事業の概要	(補助率、 上限額) H22 予算額	対象団体など	担当課	お問い合わせ先
1	自主防犯活動団体補助事業	犯罪や少年非行を防止し、市民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するため、自主防犯活動を行うボランティア団体に対し、経費の一部を支援します。	50万円 (上限10万円)	自主防犯活動団体	危機管理課	(0857) 20-3127
2	人権市民活動支援事業	市民団体が行う人権教育・啓発事業などに対して、経費の一部を(財)鳥取市人権情報センターを通じて助成します。	40万円 (補助率2分の1、上限5万円)	市民活動団体	人権推進課	(0857) 20-3224
3	女性コミュニティ活動推進助成事業	環境問題、青少年健全育成、防災・防犯など身近な地域課題の解決のための活動、地域における男女共同参画を促進する事業に対し、経費の一部を支援します。	60万円 (補助率4分の3、上限3万円)	まちづくり協議会などに所属、所属を予定する女性団体	男女共同参画課	(0857) 20-3166
4	市民手づくり交流事業	民間団体が実施する国際姉妹都市(清州市、ハーナウ市)、国際友好都市(中国太倉市、沙河市、オールドス市)及び海外協会(ブラジル)との交流事業に対し、経費の一部を支援します。	171万円 (補助率2分の1以内、上限あり)	市民活動団体	企画調整課	(0857) 20-3154
5	民間交流促進事業	民間団体が実施する国内の都市(県外)との交流事業に対し、経費の一部を支援します。	50万円 (補助率2分の1以内、25万円)	市民活動団体		
6	鳥取市市民活動促進助成金事業	非営利で公益的な市民活動の推進役となる人材、団体を育成するため、市民活動の企画、運営等に関する研修を実施した団体に対し、経費の一部を支援します。	150万円 (補助率5分の4、上限10万円・20万円)	市民活動団体(鳥取市市民参画と市民活動の推進に関する条例第2条に規定する団体)	協働推進課	(0857) 20-3182
7	町内集会所建設等補助金	町内会等が集会所を新築、増・改築、建物取得、借上げ等を行う際に係る経費の一部を支援します。	2,775万円 (補助率3分の1、上限1,000万円)	町内会		
8	コミュニティ活動支援事業	個性を活かしたまちづくり、地域コミュニティの活性化を図るため、住民の自主性・主体性に基づいて町内会が行う事業に対し、経費の一部を助成します。	2,090万円 (補助率4分の3、上限3万円)	町内会、合同町内会	コミュニティ協働推進支援室	(0857) 20-3171
9	協働のまちづくり助成事業	まちづくり協議会が地域コミュニティの充実強化を図ることを目的に実施する事業に対し、経費の一部を支援します。	2,080万円 (補助率5分の4、上限40万円)	まちづくり協議会		

項目	事業名	事業の概要	(補助率、 上限額) H22 予算額	対象団体など	担当課	お問い合わせ先
10	女性と高齢者のむらづくり推進事業	鳥取市の農業振興、地域の活性化を図るため、農山漁村における女性と高齢者の自立した活動に対し、経費の一部を支援します。	162万円 補助率3分の2 以内、1事業 1団体とし、 上限30万円	女性5名以上、高齢者(60歳以上)5名以上、女性と高齢者を合わせて5名以上で構成される集団、地区、集落の団体	農業振興課	(0857) 20-3233
11	まちとむら交流促進事業	むらづくり団体が主体となって行う農林漁業体験や食を主体としたイベント活動など、まちとむらの相互の連携を深める事業に対し、経費の一部を支援します。(同地区との交流は3年間を限度とします。)	50万円 補助率4分の3 以内、1事業 1団体とし、 上限10万円	新規に交流事業に取組む団体、集落		
12	むらづくり活性化特別対策事業	農村地域の活性化を図るため、むらづくり団体が行う各種活動、施設整備等に対し、経費の一部を支援します。	191万円 補助率2分の1 以内、1事業 1団体とし、 上限100万円	地区むらづくり会議、集落及び5人以上で構成される団体		
13	森づくり市民活動支援事業	森林づくりに参加する機運を醸成するため、交流会、植栽、森林保育事業に取り組み活動に対し、経費の一部を支援します。	50万円 上限25万円	鳥取市水道水源保全地域及びその上流域の団体	林務水産課	(0857) 20-2325
14	住民参画型バス停上屋整備事業	バス停上屋整備について、計画段階から維持管理まで地元住民が参画し、住民の利便性の向上を図る事業について、経費の一部を支援します。	160万円 (補助率3分の2、上限100万円)	地元自治会等住民組織	交都市 対政策課	(0857) 20-3257
15	過疎地有償運送者支援事業	交通空白地域など公共交通機関がない地域で、過疎地有償運送を行う法人等に対し、経費の一部を支援します。	140万円 (補助率10分の8、上限40万円)	NPO法人、公益法人、社会福祉法人、医療法人等		
16	鳥取方式による芝生化推進モデル事業	まちづくり協議会が地域コミュニティの充実強化を図ることを目的に実施する鳥取方式の芝生化に対し、経費の一部を支援します。	160万円 (補助率10分の10、上限40万円)	まちづくり協議会	都市計画課	(0857) 20-3273
17	鳥取市中心市街地活性化協議会イベント開催支援事業	鳥取市中心市街地の活性化を図るため、賑わいの創出と集客力の向上につながる活動に対し、経費の一部を支援します。	640万円 (補助率3分の2、上限40万円)	鳥取市民又は鳥取市に住所を有する団体	都市計画課 市街地整備室	(0857) 20-3276
18	鳥取市自然環境創造支援事業	多様な野生生物が息できる空間(ビオトープ)など、自然環境の保全・再生を行うための活動に対し、経費の一部を支援します。	100万円 (補助率2分の1、上限50万円)	市民活動団体 (鳥取市内に活動拠点を持つ自治会、団体等)	環境政策課	(0857) 20-3176
19	青年のイベント助成事業	青少年の健全育成を図るため、小中学生を対象とした事業を実施する青年団体に対し、経費の一部を支援します。	24万円 (補助率4分の3、上限8万円)	市内の青年団体	生涯学習課	(0857) 20-3363

平成28年度
参画と協働のまちづくりの
推進に関する意見書

平成29年3月

鳥取市市民自治推進委員会

鳥取市市民自治推進委員会意見書

目 次

鳥取市市民自治推進委員会意見書

1. 市民自治推進委員会の活動を振り返って
2. 参画と協働のまちづくりフォーラムを開催して
3. 市民まちづくり提案事業の審査を行って
4. 市民活動表彰の審査を行って
5. 先進的活動団体との勉強会について
6. 自治基本条例の見直しについて
7. 協働のまちづくりガイドライン及び地区公民館の活用の基本方針について

参考資料

- 1 市民まちづくり提案事業助成金交付事業について
【市民活動促進部門】助成事業実績
【協働事業（行政提案型事業）部門】助成事業実績
- 2 鳥取市市民活動表彰制度について
- 3 まちづくり協議会の活動状況について
- 4 平成28年度参画と協働のまちづくりフォーラム事業報告
- 5 市職員研修について
- 6 鳥取市市民自治推進委員会について
鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

1 市民自治推進委員会の活動を振り返って

○平成28年度は、例年と比較して審議案件が多く感じましたが、各委員の知識や経験を踏まえ、様々な角度からの意見交換、審議が行われました。このことは、当委員会の構成が、学識経験者、民間団体代表者、市民公募からバランス良く選任されているからだと思われま

す。行政の審議会や委員会では、専門的な識見が求められる場合が多いのですが、当委員会の場合には、市民目線での意見が反映されるような委員構成が必要と思われま

す。そうした観点から、今後とも、市民公募枠は継続してほしいと思います。

○大変貴重な体験をさせていただきました。全ての議題に丁寧に審議できたことに充実感を感じています。ただ、委員の出席が少ないことが多かったと思います。委員になるからには、出席することを最優先に考える人を選任すべきと感じました。

○多様な活動でした。活動を通じ、会議室の中の議論ではなく、もっと現場主義でありたいと思いました。聞くだけではなく、見なくては情報量が少ないのだと思います。その道のプロではない、一般市民の感覚を大事にしていきたいです。

○自分自身が地区自治会や地区社会福祉協議会にも深く関わっており、自身の地域と照らし合わせながら委員会に出席しました。行政と地域と一緒に活動していかなければ、まちづくりは難しいと感じています。

2 参画と協働のまちづくりフォーラムを開催して

これまで毎年開催していた参画と協働のまちづくりフォーラムですが、平成27年度は開催を見送ることとなりました。

1年ぶりに開催した平成28年度のフォーラムでは、まちづくりの一翼を担う町内会の必要性について議論しようと、「町内会って必要なの？」をテーマに、パネルディスカッションを行いました。これからの「まちづくり」についていろいろな意見を出し合い、共有し、どう行動するかを確認するためにも、「町内会って必要なの？」は良いテーマでした。これは、現在市が作成を進めている「協働のまちづくりガイドライン」及び「地区公民館の活用の基本方針」にもリンクするものです。また、一般的に「フォーラム」は啓発・広報を目的として開催される印象がありますが、今回のフォーラムでは、会場の来場者から様々な意見が出され、自治会の現状や問題点を知る機会を得ました。これにより、市民自治推進委員会の本来の目的である調査機能を果たすことができたと考えま

す。来場者からは、町内会の活動内容や必要性についての批判的な声は聞かれませんでした。が、「順番だからと役員を押し付けられて困る」とか、マンション等集合住宅にお住まいの方からは「組管理費の負担に加えて、町内会費まで負担させられるのは困る」

といった声が上がり、このようなことによって町内会への協力や加入が遠のいている状況がうかがえました。また、フォーラム後に来場者に聴くと、「自治会未加入の問題に対する答えは出なかった。」と不満げに話す人もいました。本年度のテーマは、自治会活動が直面する現実的な課題であり、フォーラムを開催すれば解決策が見つかるというものではありません。同じテーマで繰り返し開催しても、おそらく同じような展開が予想されます。

本フォーラムは世論の醸成をも含んだフォーラムであると考えます。今後も形を変え、いろいろな角度からの意見を聴く場所にしていくことが大切です。また、現状が抱える課題をテーマに、3年に一度開催するトリエンナーレ形式などを検討するのも一案だと思います。また、会場からの質問の中には誰が回答すればよいか迷うものもあり、自治会活動で実体験のあるパネリストに回答が集中する場面がありました。パネルディスカッションに進行の当たり、あらかじめ、行政機関とパネリストとの役割分担を行っておく必要があると思います。

また、素晴らしいフォーラムであったにもかかわらず、入場者が少なかったことについて、勿体ないと感じています。パネルディスカッションでは大学生等のフレッシュな意見が聴かれ、会場からも活発な意見が出るなど、今までにない内容の濃いフォーラムだっただけに、もっと多くの方に参加いただきたいと考えています。各地区に動員をかけることも検討してはどうかと思います。

3 市民まちづくり提案事業の審査を行って

市民まちづくり提案事業には、地域の課題解決やまちの活性化のために市民活動団体が自ら行う事業への助成制度である市民活動促進部門と、市民活動団体と市が協働で行うことでさらに効果が高まる事業への助成制度である協働事業部門があります。

行政提案型事業は、行政上の課題について、市民団体と市が連携して取り組むことにより、活力あるまちづくりを推進しようとする意義高い事業です。申請団体はどこも創意工夫され、地道な活動を続けておられました。特に、樗谿グランドアパート保存会の事業には、鳥取には歴史と文化に満ちた文化財建造物があることを知りました。もっと一般に公開し、周辺の歴史館や神社を含めた観光にもつなげていければよいのではないかと思います。

平成28年度は、申請団体の全てが推薦されましたが、昨年度、本年度ともに申請件数が少ないのが気になるところです。申請書類は、そんなに面倒な項目はなく簡素化されていると思われますし、自治会やまちづくり協議会の活動については、市の財政的な支援措置もあることからみて、もっとNPO法人やボランティア団体等からの申請があってもよいはずですが。申請に先立ち、青年会議所、商工会議所、観光協会、社会福祉協

議会、JAなど政策課題関連の団体とも連携し、商店街振興組合やボランティア団体等への応募呼びかけ、応募団体の掘り起こしができないものでしょうか。

また、各団体がプレゼンされなくても、市の担当者の説明で内容が理解できるものについては、担当者による説明を検討することも一案かと思えます。ただ、書類上だけでは分かりづらいものもあり、その場合は現地に赴き実際に見て、審査の参考にすることも検討してはどうかと考えます。

なお、どの団体も、採用後どのように活動されているのかを知りたいと思います。このような活動は継続しなければ意味がありません。その後の活動状況の把握、活動結果や波及効果などの検討を現地調査も含めて実施し、有効な助成金の使い方を確立していく必要を感じました。

4 市民活動表彰の審査を行って

当委員会では、「小さな活動にも光を」との観点から審査にあたっています。

平成28年度は、応募のあった全ての団体を推薦することができました。選ばれた方々は、地元のために地道に、長きにわたって活動されている方が多く、その功績をたたえる選任者であることへの責任を感じました。

審査を振り返ってみると、推薦書の作り方で随分と印象が変わるものです。応募にあたっては、あらかじめ審査項目等を広く周知しておくことが重要と思われれます。受賞された方は推薦者に恵まれたわけで、中にはこの制度を知らない地域もあるかと思えます。表彰制度を知っている団体に応募が偏らないようにしたいものです。あるいは、知っていても書類作成が煩雑であるなどの様々な理由もあるかもしれません。

まだまだ多くの方々が活動され、鳥取市を盛り上げておられます。多方面の分野から応募していただける、発掘する方策を考える時期にきているのではないかと感じます。

なお、委員の中には、被表彰者の活動期間に一定の制限を設けるべきではないかとの声もありますが、一方で、活動期間よりも活動内容を重視することで、「自分にもできるかもしれない」と刺激を受けられる方もあるのではないかとの意見もあります。どちらにしても、受賞団体の活動概要等を市広報でも紹介し、市民の参画意識の醸成につながる必要があります。

5 先進的活動団体との勉強会について

平成28年度に、地域コミュニティの維持・強化施策と、地区公民館と地域コミュニティの関わり、またそれによって進められる協働のまちづくりについて調査研究を行うことを目的に、鳥取市内のまちづくりの先進活動団体として、いなば西郷むらづくり協議会の傘下である、一般社団法人西郷工芸の郷あまんじゃく代表理事を講師にお招きし、

勉強会を開催しました。非常に素晴らしい活動で、驚きと感動を覚えました。恵まれた環境に加え、三つの有名な窯を生かし、地域の特性を武器に社団法人を設立されたご努力に敬服します。地域の特性を生かしたまちづくりの活動は、大変刺激になりました。むらづくりを長期的に考えておられ、今後どのように発展していかれるか楽しみです。

また、率先してリーダーになる積極性は、鳥取市民に必要な資質だと思います。鳥取を変えるならば市民が変わらなければ何も変わらないことを勉強しました。地域によきリーダーがいて、その方々を中心に地域にある宝を発展につなげる姿勢から多くを学びました。平成29年4月には新しい西郷地区公民館がオープンするそうですが、せっかくの新設設備を生かした先進的事例になるような活動をされると、他地区への学びや刺激になると思います。

先進地での視察あるいは先進活動団体の勉強会等はとても参考になるので、今後も続けるべきです。

なお、平成28年度は、島根県雲南市への先進地視察を検討していましたが、参加委員数が委員会の開催要件を満たすことができず、実現しませんでした。平成28年度は審議案件も多かったため、これのみに拘ることもできませんでしたが、委員の日程調整がかなわず視察が実施できなかったことは残念です。丸一日拘束されるのは日程調整が難しいと思いますが、実際に足を運び、自分の目で確かめることはよいことだと思います。次期委員会では、ぜひとも実現できるようお願いしたいと思います。

6 自治基本条例の見直しについて

鳥取市では、平成20年の自治基本条例制定以降、市民と行政との参画と協働のまちづくりを推進してきました。平成28年度は条例制定後、二度目の見直しの年となり、市長からの諮問を受けて、条例の見直し検討を行いました。

各章の条文ごとに、それぞれの活動、運用状況等も検証しながら審議を重ねました。法令用語の確認や規定の文言を分かりやすくしてはどうかなどの意見もありましたが、規定の趣旨が運用面で誤解を招くほどの恐れはないこと、また、前回の見直し以降、市を取り巻く社会情勢に大きな変化もみられないことなどから、条文の改正、追加及び削除の必要はなく、現行どおりでよいとの総意になりました。条文をあまり細かくすることなく、広く考えられるような表現でよいと思います。

大きな社会情勢の変化がなかったことで「改正の必要なし」となりましたが、大切なのは美しい景観、豊かな恵み、多彩な伝統文化、将来を担う子どもの育成に対して市民自らがしっかりとした信念を持ち、行動する気構えを持つことを常に念頭に置いて生きていくことだと思います。

見直し検討は、時間をかけ丁寧に行ったと思います。ただし、条例の見直しのように

専門性の高い知識が求められる内容の会の時は、それにふさわしい委員が出席可能な日に開催した方がよいと思います。そのような中でも、委員会以外の時間で学識経験者に聞き取りを行い各委員に周知するなど、事務局側の踏み込んだ努力を感じました。

7 協働のまちづくりガイドライン及び地区公民館の活用の基本方針について

市の行政需要は、人口減少、高齢化社会等を背景に、子育て施策、健康保険や介護保険などの福祉施策、都市環境の整備や中山間地の活性化施策等、増大の一途をたどります。これら行政施策の効率的な運営を図るためには、市民の参画と協働活動は重要度を増してくるものと思われまます。

アメリカの都市で、人口が増加し移住先として最も希望の多い都市であるポートランドでは、コンピューター部品メーカーのインテル、スポーツ用品メーカーのナイキ、アディダスやコロンビアなどの世界的優良企業の立地に恵まれていることもありますが、市政への市民参加が最も積極的であると言われていています。加えて、ホームレス支援、街路や公園の清掃、環境保全、イベントスタッフ等ボランティア活動が非常に盛んな都市であると評価されています。鳥取市では、地区公民館単位でまちづくり協議会が設立されているところですが、今後の社会ニーズを踏まえ、自治会や町内会との役割をもう少し整理する必要があります。地域の状況は随分変化しています。地域を支える方々が減少し、ものの考え方が多様化している中で、地域がその方策を自ら考える時がきていると思います。

また、地区公民館の運用の在り方を考え、地区公民館は一部の人たちのものではなく、地域みんなのものであるという考え方を浸透させることも重要だと思ひます。地区公民館の位置付けについては、「地域の生涯学習の拠点」から「地域活動、市民活動の拠点」へと転換し、管轄を教育委員会から市長部局へと移行すべきではないか、あるいは、地区公民館を指定管理者制度へ移行することは慎重に十分議論するべきで、特に、生涯学習の場としての機能を低下させないことを重点に検討を重ねるべきだなど、委員の中にも様々な思いがあります。

地区公民館は、地域コミュニティ、また生涯学習の場としてなくてはならないものであり、防災拠点としての重要な機能も果たします。現段階では、厳選された地区公民館長や市の嘱託職員がその責務を果たしていますが、もし指定管理者の運営になった場合、職員の資質低下につながるかなど、多少の不安が残ります。地区公民館職員は「サービス業」であるという、職員の意識の変換が必要だと思ひます。

本問題に関しては、慎重かつ時間をかけて検討する必要があると感じます。働きかけは急ではなく、順々にゆっくりと進めてほしいと思ひます。平成29年度以降、ガイドライン及び基本方針の作成に向けて、市が地域に出向いてワークショップ等を開催して

いく予定とのことですので、市の方向性に期待していきたいと思います。

なお、ガイドライン及び基本方針作成後も、実態にそぐわない場合は、随時見直す必要があると思います。

「参画と協働のまちづくりフォーラム」の実施状況について

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
日時	平成21年1月30日(土)13時30分～16時00分	平成21年11月7日(土)13時30分～16時00分	平成23年1月22日(土)13時30分～16時10分
会場	鳥取市解放センター 大ホール	国府町中央公民館 多目的ホール	鳥取市民会館 大ホール
参加者	人	250人	200人
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 竹内鳥取市長 ・市民活動表彰 被表彰者(団体) 10人(団体) ・活動事例発表 <ul style="list-style-type: none"> 中嶋須美子 「民話が育んだ出会いとふれあい」 ○日和(えんぴより) 「しゃんしゃんで彩るふるさとづくり」 ・意見交換 <ul style="list-style-type: none"> テーマ:市民が主役のまちづくり 進行 大久保良隆(市民自治推進委員会委員長) パネラー 安倍幸伸((社)鳥取青年会議所会員) 小原み幸(鳥取市市民活動委員会委員) 福井正樹(若葉台地区まちづくり協議会 「まちづくりWAKABADAI」副会長) 林 由紀子(鳥取市副市長) ・まとめ 家中 茂(フォーラム実行委員長) ・閉会 	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 林鳥取市副市長 ・市民活動表彰 被表彰者(団体) 4人(団体) ・活動事例発表 <ul style="list-style-type: none"> 村山千代子 「ハーモニーの音色に魅せられて」 愛・やすらぎ川柳実行委員会 実行委員 前田孝子 「愛・やすらぎ川柳」のあゆみ ・アトラクション <ul style="list-style-type: none"> 国府東小学校「国府東太鼓」、「因幡の傘踊り」 ・講演 <ul style="list-style-type: none"> 演題:二番丁地区コミュニティ協議会の取り組みについて 講師 高松市二番丁地区コミュニティ協議会 石田雄士会長、吉田治企画委員長 ・意見交換 <ul style="list-style-type: none"> テーマ:魅力と活力あるまちづくり 進行 大久保良隆(市民自治推進委員会委員長) パネラー 臼井宏昌(美保南地区まちづくり協議会事務局長) 山崎豪太郎(まちづくり・いきいき成器の会会長) 福山裕正(鳥取ふるさとUI[友愛]会会長) 助言者 石田雄士、吉田治 ・まとめ 大久保良隆(フォーラム実行委員長) ・閉会 	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 竹内鳥取市長 ・市民活動表彰 被表彰者(団体) 11人(団体) ・活動事例発表 <ul style="list-style-type: none"> 鳥取西地域キャラバンメイト連絡会 会長 山田節子 「高齢者の笑顔のために ともに手をつなぐ」 ・地域(みんな)の楽校(がっこう)づくりの会 前田伸二 「楽校づくりで散岐を元気に」 ・アトラクション <ul style="list-style-type: none"> 城北ファミリーバンド「勇気100%」「ありがとう」「どんなときも」 中ノ郷ふるさとくらぶ「さいとりさし」 ・講演 <ul style="list-style-type: none"> 演題:「妖怪によるまちづくり・境港市観光協会の挑戦」 講師 境港市観光協会 会長 柗田知身氏 ・まとめ 大久保良隆(フォーラム実行委員長) ・閉会
事業費	336,005円	452,086円	424,000円
実行委員会	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数15人)	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数15人)	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数11人)

「参画と協働のまちづくりフォーラム」の実施状況について

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
日時	平成23年11月5日(土)12時30分～16時10分	平成24年12月2日(日)13時00分～16時15分	平成25年12月7日(土)12時30分～16時00分
会場	河原町中央公民館 大講堂	さざんか会館 市民活動フェスタと合同開催	さざんか会館 市民活動フェスタと合同開催
参加者	170人	650人(全体)	800人(全体)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 坂本悦子実行委員長 ・市民活動表彰 被表彰者(団体) 5人(団体) ・アトラクション ユウト(吉本興業 鳥取に住みます芸人) ・パネルディスカッション テーマ:「中山間地域を元気に！若い世代のまちづくり実践」 パネリスト 谷村敬子(カッパ手話サークル会長) 鳥谷一弘(グリーンツーリズム用瀬会長) 金田 透(金田ありのみ農園) 水川侑也(えんがわ事業実行委員会前委員長) コーディネーター 竹川俊夫(鳥取大学地域学部准教授) ・まとめ 大久保良隆(鳥取市市民自治推進委員会委員長) ・抽選会 「鳥取南部マルシェ」出店団体及びユウトさんの協力 ・閉会 	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 竹内房男実行委員長、竹内鳥取市長 ・オープニングイベント ○日和(えんぴより) しゃんしゃん踊り ・市民活動表彰 被表彰者(団体) 7人(団体) ・活動事例発表 河原町民俗行事を語る会 会長 谷 幸彦(市民活動表彰団体) 「河原町の民俗行事」 ・(特)いんしゅう鹿野まちづくり協議会 会長 佐々木 千代子 「いんしゅう鹿野のまちづくり」 ・アトラクション 警察犬「カリンとフーガ」 じゃんけん大会 ・閉会 	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 竹内房男実行委員長、竹内鳥取市長 ・オープニングアトラクション 鳥取JAZZ実行委員会 JAZZコンサート ・市民活動表彰 被表彰者 2人 ・パネルディスカッション 「住みよいまちづくりに向けて」～防災について考える～ (パネリスト) 土師 高文氏(ほっと大正まちづくり協議会会長) 諸家 紀子氏(鳥取県ろうあ団体連合会事務局次長) 富山 茂氏(鳥取市防災調整監危機管理課長) 中島 陽一氏(鳥取市福祉保健部次長兼高齢社会課 (コーディネーター) 松原 雄平氏(鳥取大学工学部付属地域安全工学センター長 (アドバイザー) 竹内功鳥取市長 ・アトラクション 鳥取大学奇術部マジックショー みんな集まれ！！ビンゴ大会 ・閉会
事業費	418,457円	339,230円	301,533円
実行委員会	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数13人)	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数11人)	市民活動団体の代表者と市民自治推進委員会1名(委員数7人)

「参画と協働のまちづくりフォーラム」の実施状況について

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
日時	平成26年11月9日(日)10時00分～12時30分	実施せず	平成28年7月31日(日) 13時30分～16時00分
会場	鹿野町老人福祉センター しかの和泉荘(鹿野町今市651-1)		さざんか会館
参加者	90人(全体)		100人(全体)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 渡邊勘治郎実行委員長 ・オープニングアトラクション 逢鷲太鼓 ・市民活動表彰 被表彰者 6人(団体) ・パネルディスカッション 「中山間地域における若者の活動からまちづくりを考える」 (パネリスト) 荒尾 淳子氏(ことり舎) 成瀬 望氏(八百屋barものがたり) 大石 剛史氏(014(おーいし)いちご代表) 松尾 慶輔氏(前鳥取市若者会議メンバー) (コーディネーター) 佐藤 匡氏(鳥取大学地域学部講師) (アドバイザー) 深澤義彦市長 入浴券プレゼント ・閉会 		<ul style="list-style-type: none"> ・開会 佐藤 匡実行委員長 ・パネルディスカッション 「町内会って必要なの!？」 (パネリスト) 下澤 理如氏(鳥取市自治連合会副会長) 三宅 一起氏(鳥取市ふるさとUI(友愛)会 会員) 山田 晃裕氏(鳥取大学大学院地域学研究科) 安田 里菜氏(鳥取大学地域学部地域政策学科) 鳥羽 努 氏(鳥取大学地域学部地域政策学科) (コーディネーター) 佐藤 匡氏(鳥取大学地域学部准教授) (オブザーバー) 深澤義彦市長 消費者寸劇 鳥取ふるさとUI会 抽選会 ・閉会
事業費	290,609円		265,313円
実行委員会	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数13人)	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数11人)	

平成28年度 参画と協働のまちづくりフォーラム 実績概要

1. 目的

市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会をめざすため、市民参画と市民活動の推進に向けた機運を高めるとともに、参画と協働のまちづくりの重要性について考え、協働意識の向上を図る。

2. 実施日時及び会場

平成28年7月31日（日）13：30～16:00

さざんか会館

3. 参加人数 100人

4. 内容

○13：30 開会

あいさつ フォーラム実行委員長 佐藤 匡

○13：35 パネルディスカッション

「町内会って必要なの!？」

パネリスト

- ・下澤 理如 氏
- ・三宅 一起 氏
- ・山田 晃裕 氏
- ・安田 里菜 氏
- ・鳥羽 努 氏

コーディネーター ・佐藤匡氏（鳥取大学地域学部准教授）

オブザーバー ・鳥取市長

○15：10 まとめ（鳥取市市民自治推進委員会委員長）

○15：25 ー 休憩 ー

○15：30 鳥取市消費者団体連絡協議会による消費者寸劇

○15：50 鳥取ふるさとUI（友愛）会による抽選会

○16：05 閉 会

《その他》

○パネル展示

鳥取市消費生活センター

鳥取ふるさとUI（友愛）会（UI会持込み）

○手話通訳を実施

○事前申し込みあれば託児所開設 （実績 申し込みなく開設せず）

平成28年度

参画と協働の

まちづくり フォーラム

町内会から
まちづくりを
考える

日時 平成28年
7月31日 日 13:30~16:00

場所 さざんか会館 (鳥取市富安二丁目104-2)

主催／参画と協働のまちづくりフォーラム実行委員会、鳥取市市民自治推進委員会、鳥取市
後援／鳥取市自治連合会、鳥取市公民館連合会、鳥取大学地域学部、公立鳥取環境大学

開会 あいさつ	13:30
フォーラム実行委員長 佐藤 匡	
パネルディスカッション	13:40
「町内会って必要なの!？」	
パネリスト	下澤 理如 氏 三宅 一起 氏 山田 晃裕 氏 安田 里菜 氏 鳥羽 努 氏
コーディネーター	佐藤 匡 氏 (鳥取大学地域学部准教授)
オブザーバー	深澤 義彦 (鳥取市長)
まとめ	15:10
鳥取市市民自治推進委員会委員長 福島 猛夫	
休憩 (15:15~15:25)	
鳥取市消費者団体連絡協議会による消費者寸劇及び 鳥取ふるさとUI会抽選会	15:25
閉会	16:00

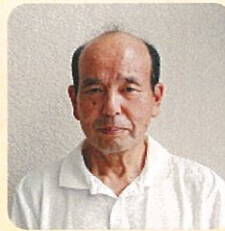
パネルディスカッション出演者の紹介

パネリスト



下澤 理如 氏

平成28年5月から、鳥取市自治連合会副会長を務める。中ノ郷地区会長、鳥取市市民自治推進委員会委員、フォーラム実行委員



三宅 一起 氏

鳥取ふるさとUI(友愛)会会員。5年前に鳥取市に1ターン。現在は、地区及び自身が加入している町内会の役を率先して引き受けている。



山田 晃裕 氏

鳥取大学大学院地域学研究科地域創造専攻(佐藤匡研究室所属)1年



安田 里菜 氏

鳥取大学地域学部地域政策学科(佐藤匡ゼミナール所属)3年



鳥羽 努 氏

鳥取大学地域学部地域政策学科



コーディネーター



佐藤 匡 氏

鳥取大学地域学部准教授(専門は憲法学・法律学)。情報をキーワードに地域の諸問題について研究をしている。鳥取市市民自治推進委員会委員。フォーラム実行委員長

オブザーバー

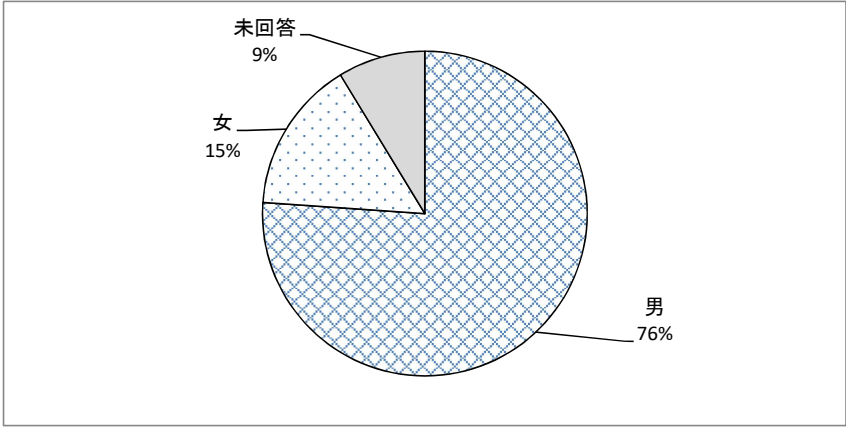


深澤 義彦 氏(鳥取市長)

参画と協働のまちづくりフォーラム 参加者アンケート

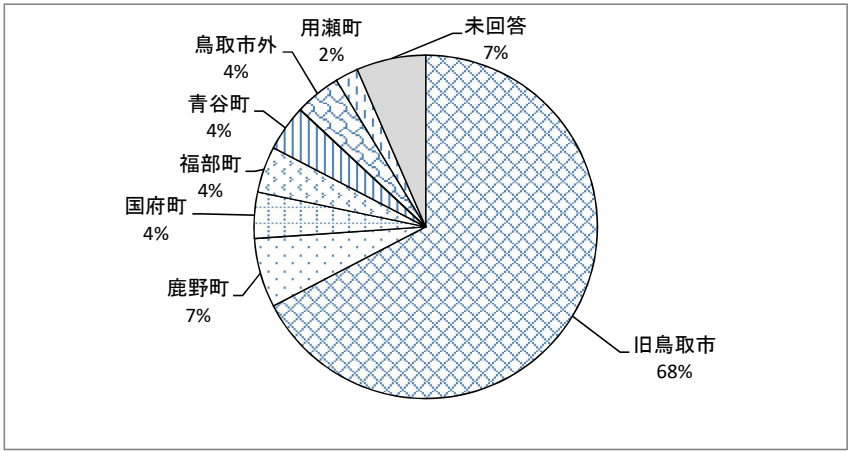
【アンケート回答者】

男	女	未回答	計
35	7	4	46
76.1%	15.2%	8.7%	100.0%



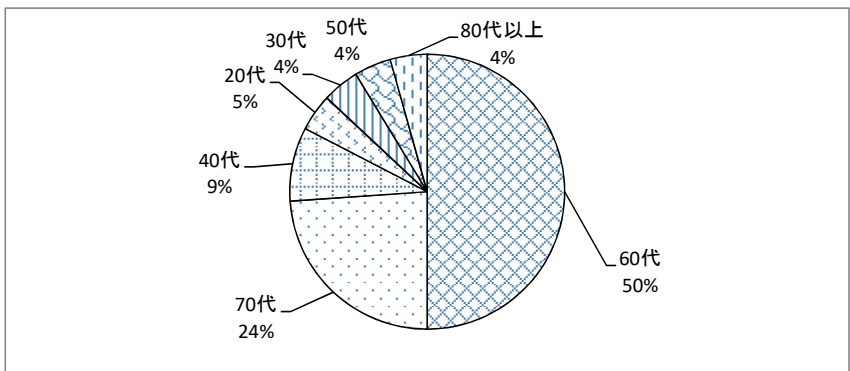
【地域】

旧鳥取市	国府町	福部町	河原町	用瀬町	佐治町	気高町	鹿野町	青谷町	鳥取市外	未回答	合計
31	2	2	0	1	0	0	3	2	2	3	46
67.4%	4.3%	4.3%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%	6.5%	4.3%	4.3%	6.5%	100.0%



【参加者層】

～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	未回答	合計
0	2	2	4	2	23	11	2	0	46
0.0%	4.3%	4.3%	8.7%	4.3%	50.0%	23.9%	4.3%	0.0%	100.0%



3. パネルディスカッションの内容、及びフォーラム全般に関するご意見・ご感想などがありましたら、ご自由にお書きください。
また、今後フォーラムで取り上げてほしいテーマがあれば、ご記入ください。

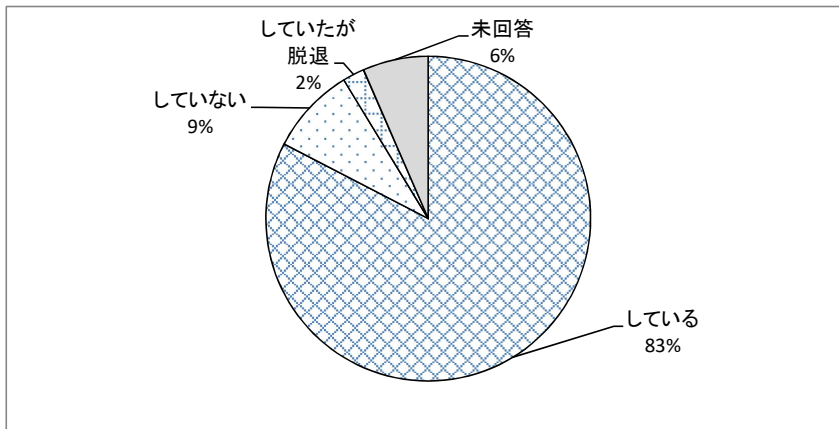
自治会活動に参画している人と大学生等若い人たちの意識の間に認識の違いがあり、共有できる方法を考えなければと思った。生活が昔と変わってきている。(60代、男性)
他の町内会での成功例や、ためになる事例を聞きたかった。(60代、男性)
パネラーに鳥大地域学部の先生・学生が出ているのに、学生の出席者が少ない(60代、男性)
本来の目的を認識しないままのトークで、実をとまなわない。時間の無駄になった。(60代、男性)
さまざまな考え方があるのが分かり、参考になった。(60代、男性)
会場からも多数意見があり、多くの意見が聴けて参考になりました。(40代、女性)
町内会に入る自由、入らない自由はダブルスタンダード。自由主義の社会の良いところでもあり、悩みでもある。(60代、男性)
ありふれた内容をディスカッションされ、新鮮味がなかった。(60代、男性)
「町内のアパート・マンションの住民の町内会加入が少ない。どういった方法で加入促進するのか」というテーマを取り上げてほしい。(60代、男性)
テーマである「町内会って必要なの!？」について話し合われなかったのが残念。パネルディスカッションは不要だった。このフォーラムは必要なの?(60代、男性)
マンション住民の町内会加入対策を自治連で策定してください。地域の町内会が考えるのではだめ。(70代、男性)
町内会活動の実態が知られていない。広報しようにも高齢役員が多く、行われていない。町内会離れの連鎖となっている。(60代、男性)
全体的に話の内容の次元が低い。特に前半の市報配布の話はパネルディスカッションノ内容としてはどうか。また、市長の出番が少ない。もっと節々で話をいただいてもよかったのでは。一般客から発言を受けるとフォーラムの視点がずれる。やめた方がよい。(60代、性別未回答)
地域の現状をもっと把握して、ともに意見交換をしてほしい。(70代、性別未回答)
「町内会のあり方」のフォーラムなのに、住民参画についての議論になった。町内会の戦後体制を改革すべきは市の仕事である。町内会の自治はさまざまというのは、市行政の逃げである。(60代、男性)
個々の実態や問題点等、あらためて聞けてよかった。(60代、男性)
各町内会の信頼関係構築が大前提であり、厳しい意見もあったが、核心にふれている。事情に合った町内会づくりを行う事が大切である。(60代、男性)
若者との意見の相違が大きく、理解してもらおう計画が必要と思った。(70代、男性)
大変興味深いものだった。様々な立場から様々な意見が出て、町内会の必要性、町内会が有している矛盾点などに気づき、再び考えさせられるよい機会だった。私自身、学問的な視点だけでは語れない難しい問題を扱ったものでした。すぐには解決する者ではありませんが、今日のフォーラムは本当に面白かった。(20代、女性)

※ここからは、地域活動についてお伺いします。

4. あなたは町内会に加入されていますか。

ア. 加入している イ. 加入していない ウ. 加入していたが脱退した エ. その他()

している	していない	していたが脱退	未回答	合計
38	4	1	3	46
82.6%	8.7%	2.2%	6.5%	100.0%



5. 問4で、「ア. 加入している」と回答された方へ質問します。

加入していて、「ここは問題だ」「ここが負担だ」と思われることをご自由にお書きください。

各町区とも毎年自治会長が交代するので、事業の継続性や一貫性が維持しづらい。さらに、自治会からの脱会者もかなりあり、まとまりにくい。(60代、男性)
①町内会に加入している方は、何らかの形で活動に関わっているのでよいのですが、学生は全く加入していないので、そこが問題です。 ②個人情報の問題で、家族情報の把握がますます難しくなっている。(60代、男性)
役員のなり手が無い。若い人が参加しない。(70代、男性)
町内活動に対し要望が広すぎる(70代、性別未回答)
65歳以下の人は生活に追われて地域活動に対して消極的である。利己主義者が多い。(60代、男性)
①伝統的な手法で実施しているが、他の町内会はどう実施しているのか、情報提供がない。縦割りだと思う ②アパートの管理会社へのアプローチ、町内会費は別立てに入居案内されているのは問題。(60代、男性)
・問題点に関する見えない。・会議(打合せ等)の技量不足・自己中心で協働の認識がない・平和すぎてやる気がない・町内会の目的が分かっていない(60代、男性)
町内会に集会所がなく、他町内会の集会所を借りている。各町内会に集会所を。(80代以上、性別未回答)
産まれた時から住んでいるので、未加入は全く考えたことはなかったが、いろいろ事情があることが分かった。(60代、男性)
・役員を何度もさせられる。順番にすべきだ。 ・町内会費の使い道が飲食がほとんどなので、おかしい。(40代、男性)
マンションの方は組合費もあり、町内会費は大きな負担とおっしゃいますが、戸建てでも修繕費などはかかるので同じかと思います。組合費ももちろん安くないとは思いましたが、組合費は理由にならないのでは。(40代、女性)
現状維持、前例踏襲がなくなる。なくせない役員体質。(60代、男性)
若い人が少なくなり、活動等も手一杯で実行している。(60代、男性)
町内会・自治会の活動により地域の安心安全快適な生活が少しでも確保されるのだから、ある程度の負担(会費や労力)はやむを得ない。(60代、男性)
業務内容から、仕事を持っている人は難しい部分が多く、高齢者が役員をせざるを得ないようになっている。(60代、男性)
寄付金集め。任意という強制的な負担金、募金。(60代、男性)
高齢化・少子化・核家族化などで、家でのパワーが少なくなっている。必要とされるのをどういう形で示せるか。(60代、男性)

町内会で役を受ける人が少なくなってきた。町内会行事で手伝ってもらえる人が少なくなってきた。(50代、男性)

<p>1. 役員のなり手がなく、引き受けると何事もやらざるを得ない。 2. 班長の高齢化が進み、負担が大変。(80代以上、男性)</p>
<p>世代によって町内会に対する意識が異なる。また役員になると、自身の日常生活に支障(時間的に)が出るという考えがある。町内会活動を主体的に考えて行くことが大事であると思われる。(60代、男性)</p>
<p>町内会加入していても就業している方が多く、役を受けていただく方が少ない。(60代、男性)</p>
<p>特になし(70代、男性)</p>
<p>加入世帯と未加入世帯との不公平感がある。例えば、外灯代、水道代、地域の掃除など。(60代、女性)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会運営を継続するための役員のなり手がなく、高齢化している。 ・自治会(町内会)に加入するメリットがない。(町内会に加入しなくても困らない)(70代、男性)
<p>問題は山積している。 ・後期高齢者まで役員、班長はいかがなものか。順番で? ・上から目線行政?その下請け的雑用とお金のばらまき。 ・寄付金集め(目標金額)世帯割?(70代、性別未回答)</p>
<p>市の下請けをしていると思っている人がいる。(70代、男性)</p>
<p>若い後継者の町内会との関わり方について、自治会則を作成中です。(70代、男性)</p>
<p>新しい町内会のあり方を、早急に市行政として検討すべきである。(60代、男性)</p>
<p>自治会家屋が少なく、役員対象家屋となると、2~3年ごとに何らかの役員を行わなければならないが、自治会も活動を行わなければ補助もなく業務量も多くなり、大変である。(60代、男性)</p>
<p>役員要請や行事参加要請が多い。(60代、男性)</p>
<p>単なるメリット・デメリットだけを見て加入しない人がいること。(60代、男性)</p>
<p>どこまで事業を実施してよいか分からない。(地域の活性化について)(60代、男性)</p>
<p>地区会長が1年交代する町区が多い(70代、男性)</p>
<p>現役年代(30~65歳)が町内会活動に参加しない。できない。これを参加させることが大事。(70代、男性)</p>

6. 問4で、「イ」「ウ」「エ」のいずれかを選択された方は、その理由をご自由にお書きください。

<p>単身で集合住宅に住んでいるため、必要性を感じていない。市報は管理会社が配布してくれるし、住人占用のゴミステーションは共益費で管理されている。(30代、男性)</p>
<p>マンションへ転居したから。(町内会加入に集団による「協力金」が必要だった)(70代、男性)</p>
<p>まさに、町内会の必要性を感じられないから。大学生という立場なのもあるが、ゴミ問題から何から、困ることがないから。(20代、女性)</p>
<p>アパート生活なので、誘われていない。(20代、女性)</p>

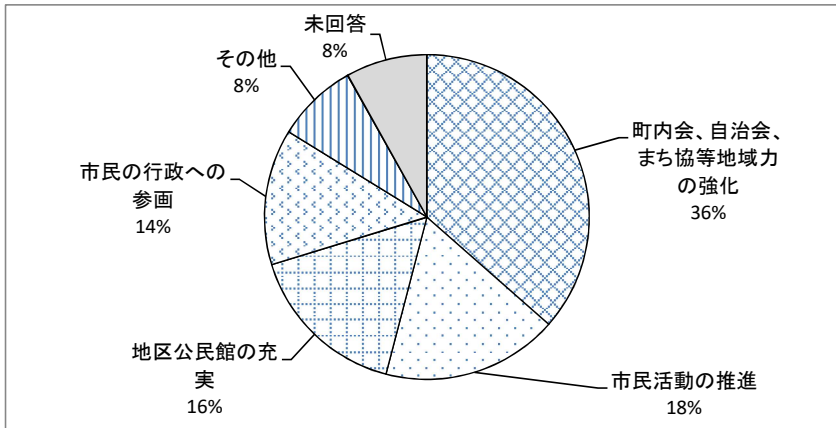
7. あなたが考える「理想の町内会のカタチ」とはどのようなものですか。

全世帯が自治会活動に加入し、相互に協力しあって、町を良くしていけるよう、日頃からあいさつや会話が絶えない町内会にしたい。(60代、男性)
高齢化が進んできており、町内で困っている方を町内のみんなで助けることが大切だと思っています(60代、男性)
県や市のOBが役員をする。若い現役の方でもやれる仕組みが必要だ(70代、男性)
身近な町内問題を自主的に解決できる程度の町内会づくり(70代、性別未回答)
地域ごとに住民のニーズは異なると思うが、事業内容を改めて精査し、必要最低限の負担で加入できるようなもの。メリットだけを享受しようとは思わないが、納得して加入できたらと思う。(30代、男性)
聖祭だけ実施するという特化した形から派生した災害機能だけあれば良いと思います(自分の所だけのことですが)(60代、男性)
各々の地域にあった加入しやすい組織づくりを考える必要。町内会も変化に対応していく必要あり。(60代、男性)
強制されることなく、協働作業が行われる(50代、男性)
町内会はいろいろなカタチがあって良いと考え、各町内会で話し合っ決めて決めれば良い。(80代以上、性別未回答)
自由に意見の言える組織。どうしても年長者が仕切りがち。(60代、男性)
町内会のみんながよい町にしていこうと思える町内会(40代、女性)
ない。(60代、男性)
子どもや青年等が多くいる地域になること(60代、男性)
若い人から高齢者までが、楽しく安心して暮らせるまち(60代、男性)
町内の人々のお互いの顔が見える町内会(60代、男性)
自らが近くに住む人と仲良くするという気持ちを育てる。(60代、男性)
全戸加入で、行政の下請けからなるべく脱するように。メリットを実感できるような自主活動の充実を図りたい。(70代、男性)
お互い助け合える町内会(さまざまな意味で)(50代、男性)
町内全世帯が加入し、活気のある明るい町内会(80代以上、男性)
町内会の子ども会・婦人部・壮年団・老人会等それぞれの活動があって全体活動を支え合う町内会ができればよいと思う。(60代、男性)
地域の活動に協力して参加できること。情報の共有。(70代、男性)
ボランティア精神を基本にした活動(運営)。人は一人では生きていけない。(70代、男性)
上から目線ではなく、下から盛り上がるもの。助け合いは昔から大切。昔は婦人会・青年団・敬老会・子ども会があった。お互いに助け合っていた。(70代、性別未回答)
「市の下請け」と思う人がいなくなること。「少しでも住みやすい町内にしたい」と思う人であふれること。(70代、男性)
市の下請けから脱却した、本当の自治町内会(60代、男性)
各家庭に、子どもから大人まで2～3世代で生活し、自治会内で笑い声等の聞こえる明るい自治会。(60代、男性)
年齢に関係なく、自由に活動や連携が取れる。(60代、男性)
参加自由で、時間的にも金銭的にも負担の少ない、交流の場の多い町内会であること。年代別に配慮した交流の場をつくること。(60代、男性)
加入率のアップ(特にマンション・アパート入居者)(70代、男性)
任意加入であり、入りたい人が集まったもの。(ごみ問題を市の業務に移行し、自治会の負担を減らす)(20代、女性)
金がなくても、人力で動く町内会(20代、女性)

8. 協働により豊かに暮らせる地域社会づくりを進めていくうえで、何が必要だと思われますか。
《複数回答可》

- ア. 市民の行政への参画 イ. 市民活動の推進 ウ. 地区公民館の充実
エ. 町内会、自治会、まちづくり協議会等の地域力の強化 オ. その他()

市民の行政への参画	市民活動の推進	地区公民館の充実	町内会、自治会、まち協等地域力の強化	その他	未回答	合計
10	13	12	27	6	6	74
13.5%	17.6%	16.2%	36.5%	8.1%	8.1%	100.0%



9. 問8の理由を具体的にお書きください。

<p>(「地区公民館の充実」・「町内会、自治会、まち協等の地域力の強化」を選択) 公民館は地区のコミュニティの拠点であり、地区民の学習の場であり、町内会・自治会・まちづくり協議会等との連携を密にし、ともに生き、安心して暮らせるまちづくりに向けて積極的に取り組むことが地域の発展と共生社会の実現につながる。(60代、男性)</p>
<p>(「町内会、自治会、まち協等の地域力の強化」を選択) 自治会長・町内会長が市の下請け的な仕事をさせられている。(70代、男性)</p>
<p>(「地区公民館の充実」・「町内会、自治会、まち協等の地域力の強化」を選択) 行政任せになるから(70代、性別未回答)</p>
<p>(「町内会、自治会、まち協等の地域力の強化」を選択) 社会情勢の変化に対応した地域・町内会の有り方を探ること(30代、男性)</p>
<p>(その他:「他はどうやっているのか、情報共有を可能にしたい」と記載) 月350円で町内会を回している町があるという事実を知り、びっくりした。その他に事業で何をやっているのか、何かやれないのか、もっと知りたいと思ったもの。(60代、男性)</p>
<p>(項目は未選択) 鳥取市が町内会の現状を十分に認識し、どのような問題があるのか理解することが先決(60代、男性)</p>
<p>(「市民活動の推進」を選択) ハードではなく、ソフト部分での住民の自主性が必要(50代、男性)</p>
<p>(「町内会、自治会、まち協等の地域力の強化」を選択) ある個人が地区を動かすような体制にたくない。それぞれのトップが自由に意見交換する方がよい。(60代、男性)</p>
<p>(「市民活動の推進」・「町内会、自治会、まち協等の地域力の強化」を選択) タイトルのとおり、市民も行政に頼るばかりでなく、もっと参画する必要がある。(40代、男性)</p>
<p>(その他:「啓発を何度も行うこと」と記載) 良い悪いではなく、誰にも事情があることなので強制はできないが、啓発することによって気持ちを目覚めてもらう。(60代、男性)</p>
<p>(その他:「資金」と記載) 活動するにはお金がかかるから。(60代、男性)</p>
<p>(その他:「町内会、自治会活動の定期的継続的情報発信」と記載) 町内会・自治会の活動が自分達地域住民の安心・安全で快適な生活に役に立っているなということを理解してもらうこと。(60代、男性)</p>
<p>(「町内会、自治会、まち協等の地域力の強化」を選択) 町内会活動が活性化しないと、「近所の力」が発揮できない。(60代、男性)</p>

<p>（「市民の行政への参画」・「地区公民館の充実」・「町内会、自治会、まち協等の地域力の強化」を選択）マンションを避難施設（第一次）に！ 資源回収に対する市の補助金団体として、マンションを認めてほしい。（70代、男性）</p>
<p>（「市民活動の推進」・「地区公民館の充実」・「町内会、自治会、まち協等の地域力の強化」を選択）・高齢者が地域で多くなっている。助け合えるような隣近所の間関係が必要（防災・減災も含む） ・町内会に入る人が少なくなった。（50代、男性）</p>
<p>（「地区公民館の充実」・「町内会、自治会、まち協等の地域力の強化」を選択）自治会内に集会所がないため、日常の交流が少なく感じる。（70代、男性）</p>
<p>（「町内会、自治会、まち協等の地域力の強化」を選択）地域内のコミュニケーションは町内会・自治会・まちづくり協議会において実施は難しいと思っている。（70代、男性）</p>
<p>（「市民の行政への参画」・「市民活動の推進」・「地区公民館の充実」・「町内会、自治会、まち協等の地域力の強化」を選択）自治連合会で、各町内会の状況（詳細）を把握せよ。もう少し問題や解決策が見えてくると思う。（70代、男性）</p>
<p>（「市民の行政への参画」・「町内会、自治会、まち協等の地域力の強化」を選択）真の協働、ボランティア活動は大事だが、経費は必要。（60代、男性）</p>
<p>（「町内会、自治会、まち協等の地域力の強化」を選択）各団体が別々に活動しているように思う。（団体の連携の強化）（60代、男性）</p>
<p>（「市民の行政への参画」・「市民活動の推進」・「地区公民館の充実」・「町内会、自治会、まち協等の地域力の強化」を選択）行政と自治会は車の両輪の精神を持ち、積極的に参加すること（70代、男性）</p>
<p>（「市民活動の推進」を選択）豊かに暮らせるとはどういう意味か不明（70代、男性）</p>
<p>（「市民活動の推進」を選択）住民と住民の関わりが少ないから（20代、女性）</p>